

---

平成23年第3回大和町議会定例会会議録

---

平成23年6月14日（火曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善 春 君
副 町 長	千坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「諸般の報告」

日程第4「一般質問」

- ・堀 籠 日出子
- ・鶉 橋 浩 之
- ・中 山 和 広
- ・上 田 早 夫
- ・堀 籠 英 雄
- ・伊 藤 勝
- ・桜 井 辰太郎
- ・高 平 聡 雄

午前9時58分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成23年第3回大和町議会定例会を開催いたすわけですが、開会前に去る3月11日からもう既に大震災が発生しましてから、3カ月が過ぎたわけでありますが、たくさんの方々がお亡くなりになっております。きのうの時点で1万5,424名の方が亡くなっておられますので、慎んで哀悼の意を表し、さらにご冥福をお祈りしたいと思っておりますので、大変恐縮ではありますがご起立をいただきまして1分間の黙祷をしたいと思います。よろしくお願ひします。黙祷。

お直りください。ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番平渡高志君及び5番堀籠英雄君を指名します。

---

---

### 日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの4日間に決定しました。

---

---

### 日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

議長からお許しをいただきました。諸般の報告ということでございます。

後ほど、具体的に各担当によりお話し上げるところでございますが、今般3月末の大地震によりまして、一般会計、また国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業特別会計、また水道事業会計におきまして、予算、

事業の繰り越し、事故繰り越し、または明許繰り越し等々が発生しているところがございます。そのことにつきまして、まずご説明申し上げますこと、それから平成22年度の黒川地域土地開発公社の決算が終わっておりますので、そのご報告を担当より申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

おはようございます。

それでは、お手元の諸般の報告の資料に従いましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きいただきます。

1 ページにつきましては、3月議会におきまして、平成23年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきまして、議決をちょうどしたところでございますが、今般、この繰り越しの内容の金額を明示しました繰越計算書を策定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

2 ページに繰越明許として議決いただきました項目につきまして、記載いたしております。

一般会計におけます款項の区分、事業名、議決いただきました金額、そして今回繰り越ししようとする繰越額となっております。

右側には、その事業に要します財源を明記いたしております。個別につきましては、記載されているとおりでございますが、主な内容につきましてはきめ細かい交付金事業や、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で内示があった時期が年度末等であったことから、翌年度繰り越しになったもの、あるいは一部には事務執行上やむを得ず翌年度へ繰り越す部分も含まれてございます。

2 ページの合計欄をごらんいただきます。

合計では12事業ございまして、議決賜りました金額 1 億1,166万9,000円 に対しまして同額を翌年度繰り越しいたしたものでございます。収入特定財源はございませんで、国庫支出金5,257万9,000円、地方債650万円、そ

れから平成22年度会計から23年度へ持ち越しして使用いたします一般財源総額は、5,259万円となっております。

3ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、一般会計におきます事故繰越計算書でございます。本来平成22年度末で事業終了ということで進めておりました事業につきまして、不慮の事態が生じたことによりまして、23年度へ繰り越しして使用完成せざるを得ない状況になったものにつきまして、ご報告をいたすものでございます。

4ページから6ページに個別に記載いたしておりますが、全部で28件ございまして、事故繰越し事由につきましては、すべて平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震の影響によりまして、年度内に事業を完了することが困難となったものでございます。

6ページ下段に合計を記載してございますが、事故繰越しにかかります事業総額につきましては2億5,579万4,000円、そしてそのうち前払いや一部事業執行したものが5,965万8,000円ございまして、差引1億9,613万6,000円が事故繰越しとなったものでございます。

財源内訳につきましては、既に収入されている特定財源が194万6,000円ございまして、これから入ります特定財源といたしましては、国庫支出金1億7,973万9,000円、県支出金3,105万1,000円となりまして、差し引きで一般財源につきましては、マイナス1,660万円となっております。このマイナスにつきましては、国庫補助に係ります前払い金を一般財源で立てかえ払いしたことにより生じるものでございます。

なお、この事故繰越し事業28件中既に16件につきましては、現在終了いたしているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、平成22年度国民健康保険事業勘定特別会計に係ります事故繰越計算書のご報告でございます。

8ページでございますが、1款1項保険診療明細書点検等業務委託に係るものであります。

事故繰越し事由につきましては、今回の地震によるものでございます。

事業全体の事業費につきましては、248万1,000円、このうち支出済額214万7,000円ございまして、翌年度事故繰越し額につきましては、33万

4,000円でございます。この財源につきましては、すべて一般財源となっております。

なお、この事業につきましても、既に事業完了となっているものでございます。

9ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、平成22年度介護保険事業勘定特別会計に係る事故繰越計算書のご報告でございます。

10ページでございますけれども、大和町認知症高齢者グループホームすずらんのスプリンクラー整備事業に係るものであり、繰越し事由につきましてはやはり今回の震災によるものとなっております。

翌年度繰越額につきましては273万円でございます。このうち218万7,000円が国の施設整備交付金でございます。54万3,000円が一般財源であります。この事業につきましても、既に完了となっているものでございます。

11ページをお願いいたします。

水道事業会計に係ります繰り越し予算のご報告であります。

繰越し事由につきましては、やはり今回の地震災によるものでございます。

12ページが繰越計算書でございます。1款1項建設改良費中4事業で計上額につきましては2,727万9,000円でございます。そのうち支払義務発生が990万円でございます。残りの1,737万9,000円が翌年度繰り越しとなったものでございまして、財源につきましては過年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告をさせていただきました。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、13ページになりますけれども、平成22年度黒川地域土地開発公社の決算について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度黒川地域土地



開発公社決算について、別冊のとおり報告するものでございます。

別冊の計算書をお開きをいただきたいと思えます。

1 ページでございます。

平成22年度黒川地域土地開発公社決算の概要について、ご説明を申し上げます。

まず、事業報告書でございますが、その（1）の概要の総括でございます。

本年度は各町村からの土地取得事業依頼がございませんでしたので、長期借入金の返済のみを行ったところでございます。

（2）の経理でございますが、収益的収支につきましては、公有地取得費償還金等で6,068万5,615円に対し、収益的支出については借入金利子償還金で6,067万5,615円となり、差し引き1万円の利益となりました。当期利益につきましては、定款第22条第2項の規定により、準備金として整理したものでございます。

資本的収支につきましては、事業がなかったのでゼロとなっております。

2の業務でございますが、（3）の借入金6,000万円につきましては、大和町の新庁舎用地に係るものでございまして、これにつきましては全額返済になっておるものでございます。

続きまして2 ページでございます。

平成22年度黒川地域土地開発公社決算報告書の（1）収益的収入及び支出でございます。

収入の1款1項公有地取得事業収益、これにつきましては大和町の新庁舎用地取得に係るものでございまして、6,000万円の元金と67万5,615円の利子、これにつきましては、利子分につきましては入金がございました。

2款1項の受取利息1万円につきましては、4町村の基金でございます1,000万円に対する利子でございまして、1万円となっております。合わせまして6,068万5,615円でございます。

支出でございますが、1款1項の公有地取得事業原価6,067万5,615円、元金と利子につきましては金融機関にお支払いをしたということでございます。

2款1項の販売費及び一般管理費の支出はございませんでしたのでゼロ

でございます、合計で6,067万5,615円、差し引きで1万円が残となったところでございます。

(2)の資本的収支につきましては事業がございませんでしたので、ゼロとなっております。

4ページをお開きをいただきまして、損益計算書でございますが、先ほど申し上げました内容について、費用、収益の部で整理したものでございます。

5ページの貸借対照表でございますけれども、流動資産、現金預金が2,320万8,413円になってございます。資産の部として現金預金です。負債、資本の部、内訳でございますけれども、基本金として基本財産、4町村の出資金でございますが1,000万円と、それから準備金でございますが、前年度繰越準備金が1,319万8,413円でございます。これに当期利益1万円を加えまして、準備金は1,320万8,413円となりまして、合計で資産、負債、資本と合わせてでございますけれども2,320万8,413円になるものでございます。

6ページのキャッシュフローでございますが、ただいまのご説明した内容についての現金の出し入れを整理したものでございます。

7ページの財産目録でございますが、資産の部でただいま申し上げました準備金と、それから出資金、合わせまして2,320万8,413円となるものでございます。負債は全額返済しておりますので、ゼロでございます。

8ページでございますが、各町村の出資金につきまして、整理したものでございます。各町村250万円で1,000万円となっているものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これで町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より召集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

改めまして、皆さん、おはようございます。

第3回大和町議会定例会、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年第3回大和町議会定例会が開会されるに当たり、提案いたします一般会計補正予算などの議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、5月23日開催の宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会及び6月1日開催の宮城県町村議会議長会臨時総会におきまして、大須賀啓議長が宮城黒川地方町村議会議長会会長並びに宮城県町村議会議長会長に選出されたところでございます。

町民を代表いたしまして敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げ、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げますものでございます。本当におめでとうございます。

さて、町内の進出企業の動向についてでございますが、リサーチパーク内に建設を進めておりました東京エレクトロン宮城株式会社様につきましては、研究開発棟と事務棟が完成いたしまして、5月28日に開所式が行われました。式典におきまして、北山社長は、「世界一の工場にして地域の雇用と経済、震災復興に貢献したい」との力強い談話があり、生産棟の10月稼働に向けまして工事、準備が進められておるところでございます。

また、第一仙台北部中核工業団地内に、トヨタグループ各工場より発生いたします鉄スクラップを加工処理をしてトヨタグループ等への販売を担う金属加工のグリーンメタルズ株式会社様が用地取得を行い、来年1月の稼働に向けまして準備を進めているところであり、段ボール箱等の製造を行っておりますレンゴー株式会社様も、平成24年3月稼働を目標に用地取得を行っておるところでございます。

また、稲作につきましては、震災により多くの農地や農業用施設にも大きな被害があり、さらに育苗期の4月7日には極めて大きな余震に見舞われ、田植えの状況を心配したところでございます。しかし、農家の皆様を初めとする関係者の懸命の対応により、大和町地域水田病院ビジョンに基づきます計画どおりの約1,560ヘクタールの水田に作付けができ、例年どおりのスタートができましたが、改めて農家の皆様方の努力に敬意を表すところでございます。

しかしながら、太平洋沿岸市町村の中には、津波等により多くの水田が

被災を受け、長年営んできた耕作が行えない状況が発生しており、こうした皆様につきましては非常に無念であろうと思料いたしているところでございます。願わくは、こうした方々の思いを含めまして豊作となり、主食の確保が図られることを望んでいるところでございます。

なお、5月末の水稲生育状況につきましては、5月中の気温が高い傾向で推移した結果、活着がよく、田植え後の生育はおおむね良好であるとの稲作情報第1号が宮城県仙台農業改良普及センターから発表されているところでございます。

さて、私は平成11年に町長に就任以来、一環して「住民参加による透明性の高い町政」を目指し、「住民皆様の積極的な町政への参画と協同のものと財政の健全化」と「誰もが生きがいを持って暮らせる町づくり」を基本として取り組んでまいりましたが、これまでの任期期間中に一定の成果をあげることができ、その効果につきましても町民の皆様のご理解をいただいていると考えているところでございます。3期目の任期も残すところ3カ月余りとなりました今、改めて議員皆様の初め多くの町民の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げる次第でございます。

そしてこの4年間、私は平成15年に改定いたしました第三次総合計画と引き続いての第四次総合計画を基本としてのまちづくりを進めてまいりましたが、上下水道、幹線道路等の根幹インフラの整えつつある大和町にあって、「真の豊かさ」を実感できるまちづくりを目指しての4年間でもございました。

その取り組みの一つに企業の集積、町民の皆様の就業の場確保等のための企業誘致への積極的な取り組みがございました。この間、リーマンショックによります世界同時不況にも見舞われたところでございますが、宮城県の強力なバックアップと世界的に不況にも勝る各企業様の力強い回復力により、北部工業団地を初めといたします町内各団地等への企業進出も順調に進み、大和町のまちづくりに大きなはずみがついたと考えております。

また、昨年は懸案でございました役場新庁舎が完成し、企業の進出などによります住民の皆様の増加により人口も2万5,000人を突破するなど、大和町政施行55周年の節目の年にふさわしく大和町のさらなる発展のためのスタートも切れたとも感じておりました。

しかし、年度末の3月11日の東日本を襲った大地震は、町内で亡くなら

れた方はいなかったものの町外で3名の方が亡くなられ、町内でも6月7日現在では39棟の住宅の全壊を初め多くの住宅が全半壊し、また先ほども申し上げましたが、多くの農地や農業用施設などにも大きな被害をもたらしました。また、上下水道、幹線道路などの根幹インフラを初め、各種公共施設も多大な被害を被ったところでございます。

こうした状況の中、大和町に課されております課題は、この大震災からの早期の復旧と、こういったときであればこそ、企業の進出など大和町に与えられた大きなチャンスを生かしながら、宮城県の復興のためにも活力と笑顔に満ちたまち「みやぎの中核都市・大和」を目指して力強くまちづくりを押し進めていくことであり、そのことが私に課せられた責務であると考えておるところでございます。

このような観点から、私は任期満了に伴います次期町長選挙に立候補いたしまして、町民皆様とともに大和町民の期待する、またその期待にこたえる大和町のまちづくりと大和町のさらなる発展のために渾身の努力をいたす決意をいたした次第でございますので、今後とも町民の皆様、そして議員の皆様方の一層のご支援をお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第39号の一般会計補正予算につきましては、9,756万5,000円を追加し、総額を93億2,811万8,000円とするものでございます。

補正の概要でございますが、歳入の特定防衛施設周辺整備調整交付金SACO交付金につきましては、ことしの米軍移転実弾射撃実施予定に対しまして、5月12日に東北防衛局長から6,600万円の内示がございましたので、今回計上いたすものでございます。なお、この交付金は、これまで公共施設整備等のハード事業だけが対象となっておりますが、本年4月に法律の一部改正が行われましてソフト事業につきましても対象となりました。このことにより、今回は災害のため一般事業関係が厳しいことと、災害対策等、今後とも多額の一般財源が必要となる見込みでありますので、既存ソフト事業等に充当することとし、財源の調整を行ったところでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、商工費は旗坂野営場及び七ツ森陶芸体験館関係修繕費、災害復旧費につきましては、災害ごみ処理委託料、ま

た災害関係緊急雇用創出事業関係を中心に計上いたしております。

議案第40号の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、30万円を追加し、総額を21億4,958万3,000円とするものであり、国保連合会からの助成による保険事業支援モデル事業を展開しようとするものでございます。

議案第41号の介護保険事業勘定会計補正予算は、46万2,000円を追加し、総額を13億4,239万円とするものであり、今回の震災による被災者の保険料減免システム構築に要する費用であります。

同意第4号につきましては、任期満了を迎えます固定資産評価審査委員会委員の再任について同意を求めるもの。

諮問第2号につきましては、任期満了となります人権擁護委員の推選に当たり、承認を求めるものでございます。

以上が、今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきご可決を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### 日程第4「一般質問」

議長 （大須賀 啓君）

日程第4、一般質問を行います。

8番堀籠日出子さん。

8番 （堀籠日出子君）

皆さん、おはようございます。

「目に青葉、山ほととぎす、初がつを」、例年ならばそんな自然の恵みを満喫している季節なのでしょうが、ことしは違います。

3月11日の東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受け、いまだ余震が続く、不安な日々を過ごしている状態であります。被災で亡くなられた多くの方に哀悼を意を表するとともに、被災地の皆様には一日も早い復興復旧願うところであります。本町も甚大な被害が出ており、早い時期での復興と今回の教訓を生かしての災害に強い町に取り組むことが大事であると考えます。

先日、6月12日に大和町消防団夏季演習が行われました。暑い中での演

習でございましたが、号令一つで動く機敏な動作は、訓練の成果と町民の生命・財産を守るという使命感のあらわれであると感じたところであります。大変ご苦労さまでした。町民の安全・安心のため引き続き日々のご活躍をご期待申し上げます。

それでは通告に従いまして、2件の質問を行います。

1件目は、産前・産後・子育てヘルパー事業の創設についてであります。

近年は、母子を取り巻く社会の変化が著しく、少子化、核家族化、地域の連携意識の希薄化、ライフスタイルの変化などにより、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

以前は地域の互助の精神である程度の問題、課題はお隣同士、さらには地域の協力でカバーすることができました。しかし、現代では地域における人間関係が希薄化し、家族や地域の子育て力が低下していると言われております。

このような時代だからこそ子育てを家庭だけの負担にとどめるのではなく、行政と地域が連携した子育て支援の充実が必要になってくると思っております。

本町は、近年の企業立地に伴う従業員の定住者が多く、人口も2万5,000人を超え、さらに増加傾向にあります。中でも若い世帯の転入者が多く、本町の少子化に歯どめがかかってくればと期待しているところでもあります。

しかし、転入者は知り合いもない、友達もない、見知らぬ土地での出産、育児、子育てには不安が多く、本当に心細いことでもあります。こうした母親の不安が、子育てへの育児不安、精神的不安となり、孤立化、虐待へ進む危険性が出てきます。

また、児童虐待の危険性は、産後まもなくのときが最も高いことから、産前・産後の支援充実こそが母親の精神的負担を取り除き、虐待防止へとつながっていくものと考えます。

産前・産後、育児などで心身ともに負担の大きい時期に、援助を必要とする家庭に支援を行う、子育てヘルパー事業を創設してはいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、堀籠議員の質問にお答えをいたします。

議員ご質問の子育てヘルパー事業とは、転入者等が見知らぬ土地で安心して出産・育児ができるよう自宅訪問をして、有料でお手伝いをするシステムかと思えます。

現在、県内においてこのような事業を専門に行っている市町村は見当たりませんが、仙台市ではファミリーサポートセンター、子育て支援事業の一環としてということで、称しまして子供の預り、保育施設への送迎等を行う中に、生後6カ月までの乳児を自宅訪問をして、時給数百円、4時間限度で6カ月内に10回までと限定し、乳児のお世話をしているようでございます。

当町におきましても、企業立地等によりまして若い世代の方々の転入者が増加しておりますことは、議員お話のとおりでございます。見知らぬ土地で不安を持って子育てをしようとする家庭、また親御さんに対して子供を安心して産み、ゆとりを持って育てるための環境の整備には、大変大事なことと承知しておるものでございます。

これまでも子育て支援の一助といたしまして、町の保健師によります生後2カ月の新生児訪問・相談及び保健推進委員によります4カ月児育児相談、さらには妊婦健診の無料化など、本町の施策として環境を整備してきたところでございます。本町では、子育て支援センターの計画もありますことを、より議員のご質問の子育てヘルパー事業につきましては、実態としてどのぐらいのニーズがあるものなのか、そしてどのような支援策が可能なのか、まずは子育て支援センター立ち上げに向けて、全国の情報も収集しながら調査研究していきたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

ただいまは、子育て支援センターの計画があるということで、この計画



が進めば支援事業も大分前進するのかなと思っておるところでございます。

それで、出産したらの事業、今、実際取り組んでおられるのですけれども、出産したら新生児訪問、これも先ほど町の保健師によります2カ月までの新生児なのですが、これも大事な事業だと思います。これにつきましては、生まれてから希望者だけが、1回だけの訪問事業なのです。なものですから、ちょっとこれらに対しても、それから生後4カ月までに対して、あれはすべての家庭で保健推進員が大きくなあれ訪問を実施しているわけですけれども、これにつきましても1回だけの事業なのです。1件に対して1回というか、1児に対して1回というか、何かこの保健師と保健推進員による事業は、これ当然必要で大事なことであるのですけれども、何か私から感じるともう少し回数が足りないのかなと思っております。

そんな中で、私の言っているこのヘルパー事業、これは地域の力を借りて行う事業のことでありまして、安心とゆとりを持って子育てができるように、子育ての手助けを受けたい人とそれから子育ての手助けを行いたい人を結びつけて支援するネットワークづくりができないものかなと質問であります。受けたい人、そしてそれをお手伝いしたい人、それらの手を結ばせて、そしてそういう輪を地域で大きくしていくという考えであります。

近年はさまざまな理由から里帰りしないで出産・育児をするお母さんがふえてきているそうでもあります。出産間近で、いつ何が起きるかわからない状態で日常生活を送ったり、また産後間もない体で家事、そして育児、それをするということは、これは女性でなければわからないというところがあるのですけれども、やはり回りの人が、周囲の人たちが思っている以上に大変なことであります。

例えば、こんなときに手だけが欲しいなと思うことなのですが、例えば産前でありますと妊娠しているうちに上の子が保育施設に行っているのですけれども、つわりで入院した、そうした場合、やはり朝にだんなさんは施設まで送っていくでしょうが、帰り遅くなると子供のお迎えというのは大変になってくるわけなのです。そういうときに、地域の方の子育てを応援しますよという方がいれば保育所まで迎えに行ってくれたり、あとだんなさんが帰ってくるまでその子供を預ったり、またはそこのお宅の家庭で留守番をしてくれる、そういう手助けとか、それからまた臨月に入ってか

らお腹が大きくてなかなか一人で買い物に行けない、そういうときに買い物と一緒につき合っただけの付き添い、それから荷物を持ってくれる方、そういうことも支援の一つになると思うのです。それから小さい赤ちゃんが病院に通院する、それから母親が通院する、そういうときにもやはり付き添っただけの付き添いとか、そういう作業が本当のその時間だけでもいいのです、手助けしていただくのが、そういう事業があれば本当に助かると思うのです。そして、また産後ですと、赤ちゃんを沐浴させるときの介助、そういうことも含まれてきます。それからあと病院に通院とか、保育施設というのは産前のサービスというか支援と同じようになるのですけれども、やはりそういう知らないところに来て、そしてすべてを自分で全部やるというのではなくて、やはりそういう方が地域の側にいることによって、お互いに声を掛け合っただけ、そして助けてもらうという、私はそういう制度がもう少しあってもいいのではないかと考えているところです。ですから、手助けした方を応募して、そしてこういう事業を進めていただきたいと思います。

そこで、先ほど町長の答弁で、子育て支援センターの計画があると言われたのですけれども、それはいつごろの時期を予定しての計画なのか、それからその拠点をどのようにしようとしているのか、もしお答えできるのでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、子育てをするに当たって、今、議員お話のようなこと、いろいろ苦労と言いますか、そういった大変さはあるのだろうかというふうに思っています。

本来であれば、こういうのは家族で、おじいちゃん、おばあちゃんが見るとか、そういったことが昔と言ったらあれですが、あったのだろうかと思ったり、また地域でお互いに隣のおばちゃん、お節介なおばちゃんとかそういった人がいる中でやっていたというのが、昔の姿なのかなと思います。そういうのがなくなってきている。また、今回のようにほかの

地域から来られた場合には、なかなかそういった方もいないということでありまして、そういった我々が言っている、昔を懐かしむわけではないのですけれども、そういった状況ではないと思っております。

そういった中でございますので、やはりいろいろなシステムもあるでしょうけれども、やはり地域でみんながお互いに助け合って生活をしていくということが基本にあるのだろうなというような思いもございます。求める人と、そしてやりたい人と、何と言うのですか、需要と供給と言ったらちょっとまずいかもしれない、そういった中でやるということ、こういったものもシステムとして考えられるところですが、一方で責任問題とか事故の場合はどうするのだとか、そういった形の課題もあるのだろうと思っております。

そういった中で、先ほど子育て支援センターということでお話を申し上げたところでございます。

町として子育て支援センターにつきまして、いろいろ前にも保育所跡地等々の関係で、そういった考えもお示しをしたところでございまして、そういった中で一端、保育所は保育所だけでやるべきだというご意見もございましたので、そちらで進めているところでございます。支援センターにつきましては、基本的にこれから町として取り組んでいきたいという中で経過しているところで、まだ、いつどのような立ち上げという具体までは行っておらないですし、また場所もどこがいいのか、そういったことにつきまして、今、再度検討中ということで、今具体的に申し上げる状態ではございません。しかしながら、お話のとおりそういった方々ふえておる、また訪問しているのも先ほどお話したとおり1回とか希望とか、そういう中でございますので、こちらから出向くのはなかなか難しくてもそういった拠点があれば相談に来やすいということもあるというふうにも考えますので、この支援センターをやっていこうと、今考えているところでございます。先ほどいつ、どこでということではございました。申し上げますと、なかなかそこまで具体的に、今お話できる具体性までではないところでございますけれども、ただ必要性はいうものは、先ほど申しましたとおり十分認識しておりますので、それは前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

ぜひ、早い時期の取り組みをお願いしたいと思います。

それで、セントラル自動車関係の転入状況を見てみますと、平成21年12月からことしの5月までで転入者が437人、世帯数が247世帯の方々が転入しております。また、母子手帳の交付数、これは昨年4月からことしの5月までの約1年間なのですが319件。母子手帳の交付も転入者が多いということであります。さらには、東京エレクトロンの従業員移動では、6月末に250人、10月末では約900人規模の、24年3月には約1,300人規模になるという新聞報道もありました。大和町に、そういう見知らぬ土地に来た場合、大和町という新しい土地に来られてもあなたたちの住む町内会に子育てヘルパー事業があつて、そして安心して妊娠・出産・育児ができますよということをPRすることによって、さらに定住者がふえ、少子化に歯どめがかかるのではないかと考えております。

そこで、従業員が移動してきます相模原市と山梨県では、この子育てサポート事業を実施しておりまして、やはり先ほど町長が答弁でお話されたように、送迎、それから家庭訪問、家庭に行っているいろいろ相談や手助けをしているという、そういう事業をやっているところでございます。なものですから、転入者のほとんどが若い世帯でありますので、もし定住先の条件として何を選ぶかと言いますと、やはり子育て支援、それから教育環境の整備されているところを最優先に選ぶのではないかと考えております。転入者が今まで生活してきたところと、少しでも近づけた環境の整備が、これはぜひ必要ではないかと考えております。

それで、子育て支援者が移転先の近く利用しやすくなることによって、見知らぬ土地に来て孤立化するのではなくて、相談する方がその町内会にいるということで、その地域に早く溶け込めるようになると思うのですけれども、そういう方法については町長はどのようにお考えになりますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、企業さんの進出によりまして若い方だけでなく多くの方が大和町に来ていただいております。そういった中で、環境も変わるといことでございますので、自分のもともといた山梨なり相模原、そういったものを基準に考えられるのだろうと思ってございます。そういった意味合いも含めまして、先ほど申し上げたときに、いろいろそういった全国の情報も集めながらということでも申し上げたところでございます。

あともう一つは、そういった環境がいいこと、そういったいいものは取り入れるということも一つでしょうし、あと大和町のよさと言いますか、そういったものもわかってもらいたい、大和町はこういうところだということ、ほかとは違うよさもあるということもわかってもらいたいというふうにも思っておるところでございます。

おっしゃるとおり、学校教育、また子育て支援の環境整備、これはもちろんそういった新しい方が来ることに対する必要性もさることながら、今、お住まいの方々にとっても大事な施策だと思っております、そういった意味で、町としても同時に力を入れてきたというふうに自負もしておるところでございます。

いろいろな新しい方々がある、新しい方と今までの方々のいろいろな接点を設けて、そういった方が子育てを初め生活環境、または仕事の部分ということでいろいろ話し合いができる、相談ができる、ざっくばらんな井戸端会議ができるという、そういったことも大事なのだろうと思っております。

今回地震のときに思ったところでございますが、避難所に比較的若い方が来られておりました。それで、小野などもそうだったと思いますが、やはり隣近所の設定が比較的少ないのかなと、だから本来であれば隣近所でお互いに頑張りましょうと、一緒に同じ部屋にいきましょうかということが余りないので、みんなああいうところに来られるかなという思いもしました。あの辺は、やはりこれからのまちづくり、そういった部分での課題でもあるのだろうなと。常日ごろの交流と言うのですか、子育てを通じた交流もあるでしょうし、また常の交流もあると思うのですが、そういったことがこれから新しい住民の方々がある、住民同士のコミュニケー

ションを深めること、そして前からいると言いますか、方々との交流を深めること、そういったことがますます大事になってくると思っておりますし、またそういった場をつくる、深めていくことが、これからの大和町のまちづくりの大きな課題であると思うところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

町長のお考えは重々理解できました。

それで、このサポート事業なのですけれども、この後に団地の高齢化対策についての一般質問がございますけれども、私は今の時点ではこの子育て支援事業の一環として質問しているわけなのですけれども、この事業、地域の方々が今子育てしている子供を、子育ての先輩として支援してくれるということは、いずれはその方々が子育て終わっていい年齢になったときに、当然子育ての先輩として援助した方々はある程度高齢になっているものですから、そうしたときにこういう若いうちに子育ての援助をすることによって、そして援助された方が今度はいずれは高齢者の支援事業に発展していくのではないかなと、私は思っております。なぜならば、今も言いましたけれども、本当に先輩後輩というか、そして本当に町内会の先輩に助けてもらう、そして相談したり声をかけたりしているうちに、どんどん地域になじんできますので、そうすると地域の一員として、今度は逆に高齢者の方にお世話をするという、お世話になったことをお世話で返す、何か以前は互助の精神がありましたけれども、そういう取り組みがいずれは、先ほどもおっしゃいました地域のコミュニティづくりにも発展していくのではないかなと思っております。

質問の中での、特に団地何かはそういう可能性が多いのかなと思うのですけれども、やはりこういうお互い助け合い、助け合うの互助の精神が復活してくることによって、高齢化社会の課題解決の糸口にもなってくるのではないかなと思っておりますし、この事業をぜひ取り入れていただいた中で、そういうふうになることを期待してところであります。少子高齢化の社会が進む中で、やはり地域で行うサポート事業というのは本当に必要

になってくるのではないかなと思っております。ぜひ、ほかの自治体の事例など参考にしながら、妊娠・出産・育児が楽しい大和町と言われるような、ぜひ子育てヘルパー事業をご検討いただきまして、子育て支援センターを立ち上げると同時に、ヘルパー事業も活動できるようさらなるご検討をいただくよう期待いたしまして、最後に町長のお考えを伺って終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、お話の互助の精神と言いますか、お互いに助け合うということ、これは非常に大切なことだというふうに思っております。残念ながらそういったものが薄れてきているということ、今は現状、実態としてあるというふうに思っております、そういったものが継続的につながっていくということ、そういった形でいくということが非常に望まれるのだろうなど。団地とかですと、今の方がいて、次の代に子供が外に出てしまうというか、要するに子供がそこに残らないでという状況が今まで傾向としてありました。やはりそれは働く場所がないと、地元、そういうこともあってどうしても都心部に出ていかなければいけないとか、そういったこともあったのではないかと思っております。そういったことから、今、工業団地等で働く場所を設けながら、地元の近くで働ければという、総合的な考えでやっております、そういったことが効果が出てくればなと思っております。

そういった中で、その支援センター、先ほど申しましたが、町の方でその必要性を認識した中で取り組んでおるところでございます。このヘルパー事業というものについて、どこまでこういった形で取り組めるのかということが、いろいろ課題があると思います。先ほども申したとおり、いろいろ信頼関係が一番必要なのでしょうし、言ってみれば手伝ってきてもらうときによっては、全然赤の他人が入ってきてやると、子供を預けて自分は買い物に行くと、そういう信頼関係とか人のつながりということも非常にあると思います。そういった部分では、支援センターにも難しさがあるのだというふうに思っておりますが、先ほど全国でもやっているというこ

と、山梨、相模原でもやっているというようなこと聞いておりますし、そういった情報の中でどういったものから取り組めるのか、すべてを最初から全部というわけにはいかないと思いますが、取り組んでいるものについてどういったものができるのか、そういったものを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8番 （堀籠日出子君）

それでは、2件目の質問を行います。

教育ふれあいセンターの活用についてであります。

近年少子化に伴う児童生徒数の減少により、統合、廃校になる学校がふえております。学校施設は地域住民にとって身近な公共施設であり、校舎などは地域のシンボリック存在の場合が多く、廃校になった後もできるだけ地域コミュニティの拠点として活用するのが望ましいと文部科学省では余裕教室や廃校施設の有効活用について述べております。

また、平成14年から22年5月までで廃校となった建物が現存するもののうち、約70%が活用されており、活用用途は社会教育施設と社会体育施設が最も多く、次に自然体験交流施設、老人福祉施設などとなっております。

近年では、公共団体と民間施設とか連携して操業支援のオフィスや、地元製品の加工会社の工場など、地域経済の活性化につながるような活用も見られるということであります。

本町では、平成19年度に中学校の統合により新たに教育ふれあいセンターとして、幼児・児童・青少年の健全育成の場として活用されております。しかし、空き教室については地域で利用できるとしながらも、いまだにできる状態にはなっておりません。教育ふれあいセンターを地域のコミュニティの場として大いに活用すべきと思います。

さらには、災害時の避難場所となっていることから、早急に教室を整理し対応できるようにする必要があるのではないのでしょうか。今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。



議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、教育ふれあいセンターの活用についてのご質問でございました。

教育ふれあいセンターは、町民の生涯学習施設といたしまして設置され、その利活用につきましては、屋内、屋外運動場とも多くの方々に利用いただいております。また、当該施設は児童館が併設されておりますことから、子供の居場所づくりとしての健全な遊び場として利活用されておるところでございます。

中学校時代に、中学校として活用したときに教室として利用されていた部屋につきましては、現在研修室と無料で開放して利用いただいておりますが、町の生涯学習課の事業であります放課後子ども教室、大和町少年少女発明クラブや公民館事業での出前講座での利用とか、一般の方々では民生児童員が老人クラブなど一部の方々の利用にとどまっている状況になっております。また、吉田、鶴巣の教育ふれあいセンターの研修室の一部は、民具等の文化財の収蔵に利用しております。

一般の方々の利用の原因としましては、地域にある他の施設を利用することによって、集会施設としては十分に需要を満たしているなどの理由が考えられます。

今後は、9教室が研修室としてより多くの方々に利用していただけるようにPRをし、利用者をふやす努力をするとともに、どのような利用を希望しているのか、地域の方々の利用者の意見を反映した整備について研究したいと考えております。

また、教育ふれあいセンターは、災害時におけます避難所として指定しておりました。今回の東日本大震災におきましても、吉田、落合のふれあいセンターを避難所として開設し、多くの自主避難された町民の皆様を受け入れておりました。今後も避難所としての機能が発揮できるように、体育館に加え冬期間や少人数に対応するための教室の利用などにつきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

現在の教育ふれあいセンター、これは地域の意見を聞いて、そしてどのように利用したのかを集約するという、今、お話いただきました。これ、前にもこういうお話があったのです。なかなか教室が整理がついてないものですから、どのように進めるのかとなったときに、やはり地域の皆様のどのように利用したいのか、そういう意見を集約してそして活用したいというお話だったのですけれども、ということは、今、町長がこのようにおっしゃるといことは全然今までは地域の方々の意見を聞かなかったということになるのですか。町長お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

聞かないということではなくて、先ほども申しましたように集会施設としての利用につきましては、各地区にそれぞれの集会所等がございます。それで、それぞれの地区でその近場のと言いますか、集会施設をご利用されて小会議とか、そういった集まりには利用されているのだと思っております。したがって、町、地区全体の会議とかだったらそういう場所があるのかもしれませんが、そういった意味で使われてないのだろうなど、聞いてないことではなくてそういうふうと考えてございます。

それで、今、お話のとおり普通教室につきましては、一部展示場と言いますかそういったものになっておる。あとは、公民館事業等で使っているところがございます。そのほかに、音楽教室とか家庭教室とか、要するにいろいろな施設、水道がついている設備とかあるものもあって、ちょっと使いつらいというお話かと思うのですが、あれがいっぱい、普通の教室がないから使わないということは、現在のところないというふうに思っています。ですから、そういったことで、各地区でのそういった通常の集会とかというのは各地区でやられる、それでああいう学校とかの特別の施設と言

いますか、そういった施設がある部分についてはそういったものを利用する活用と言いますか、そういった活用の方がいいのではないかと考えております。

各地区に集会所とかない状況であれば、やはりそういうお話があるのだと思いますが、現在のところそういった意味でこのふれあいセンターが普通教室というか、そういった場が足りないために使いづらいというご意見が今のところ聞いてないものですから、ですからちょっと考え方を少し変えて、そういった料理教室とか例えばそういうものとか、そういった方向の使い方というか、そういうことも利用法として考えられるのではないかとということで今思っているところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

確かに集会施設、会議等々となりますと、やはり今まで、吉田の場合ですと吉田のコミュニティセンターがありまして、長年そこを使っていたということで使いやすいということは、多分にそれはあると思います。

ただ、今現在、吉田のふれあいセンターの校庭、今、老人クラブの方々が結構ゲートボールでない、グラウンドゴルフ、それではパークゴルフ等々で使っているのですけれども、やはり休み場がない状態なのです。そんな中で、この校舎をずっと見回したときに、あそこは美術室だったかな、美術室が外から直接教室に入って来られるようになっているのです。そういう場所が、今、物置状態になっているものですから、ああいうところを整理して、そして休めるような状態にすると、そういう外がいろいろなレクリエーション的なことをやったときでも、すぐ来て日陰をとって休めるというふうになるのではないかなと思っているのです。理科室とかそれから家庭科室とかは、いろいろ地域の方が何かをやるときに活用できるという活用方法は、これは大変よろしいのですけれども、いざ避難をする場合、避難場所とした場合、今回は吉田のふれあいセンターはホールで常時25名ぐらいの方々が避難していたものですから、ホールで十分に間に合いました。ただ、これがもっと40人、50人になった場合、あのホールでは当然狭

くなりますので、やはりそうした場合、結局コンピューター室はコンピューターはなくなったのですけれども、床下に配線がいっぱいそのままの状態ですけれども、床下に配線がいっぱいそのままの状態ですけれども、危ないというお話も聞いております。なものですから、そういう必要となくなってコンピューターをもうなくして、そして空き教室になっている、そういうところを、別に今、使っているところをどうのこうのではなくて、そういう使っていない教室をやはり整理して、そして何かのときにはそこを使わせていただく。今回の地震で吉田の方は、結構小さいというかホールだったものですから、ストーブ1台、2台で十分に暖を取れたのですけれども、落合の方々から聞くと体育館だったものですから、とにかく寒くて大変だったということも聞きました。町長は避難するとき体育館も含めてということですが、それは時期にもよるのでしょうか、やはり大きいところに1カ所にどっとではなくて、空き教室を整理してそういうところにも入っていただけるような方法を考えていただきたいなと思いますので、もう一度その点をお聞きしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

今、吉田の部分出てきました。グラウンドゴルフ等で休めば。そういう具体的な考え方があれば、逆にそういうふうにご提案いただければ、それが必ず叶うとかどうかは別としまして、いろいろ検討する方法あると思ってまして、ですからいろいろご意見をということでお願いしているところでございます。

この場合、どうしても外から出入りできない限り、全部空いてしまうという不便、使いづらさということもあるものですから、外から入る、そこから外に、中に行けない状況すると言うのですか、そういったやり方ができればそういう方法はあると、工夫はできるというふうに思います。

そういったご意見をいろいろ具体的にお話して、住民の方からいただければ、すべてがもちろんできるわけではございませんけれども、そういったことも施設の有効利用としてやっていければと思います。

また、避難所でございますけれども、基本的には体育館という形で避難

所の申請をしております。その時期にもよるといふことございまして、今回あいつた時期、寒い時期でございましたので、大変厳しい寒さの中でご苦労をかけた部分もあったといふことでございます。

先ほども申しましたけれども、教室の利用につきまして、今、コンピューター室といふことで具体的に出てきたところでございますけれども、避難所としてはどういったものが必要なのか、コンピューター室に限らずそういったものもこのまま利用して少人数対応、そういった場合には教室とかの利用といふことも考えていかなければいけないのだろうなと思ひます。ただ、あそこ、たしか体育館だけしか避難所としてしてないところもありますので、その辺の見直しをしないといけないと思ひますが、今回いろいろ震災でそういったことにつきまして、課題もいろいろ見つかったところでございます。そういったことも含めて、そういった対応と言ひますか、今後のやり方、皆さんのご意見を聞きながらどうあったらいいのか考えていかなければいけないかなと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）  
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）  
ぜひ、地域の利用者の意見を集約していただきまして、そういうふうに取り組んでいただきたいと思ひます。  
これで、私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午前11時11分 休 憩  
午前11時21分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 鷗橋浩之君。

11 番 （鷗橋浩之君）

上着も着ないで失礼させていただきます。

政治評論家というのですか、時事評論家ですか、桜井良子さんという方がいるわけなのですが、ある震災関係の雑誌にこのように寄稿しておりました。

「巨大地震と巨大津波、加えて複数機原発事故という人類が初めて体験した三大災害は、かつてどのような醜い戦争もここまで破壊の限りを尽くすことはあり得まいというような被害と惨状をもたらしました。しかし、そのような状況の中、被災した人々は皆見事なまでに、みずからを律し、公と私のバランス保った。愛する家庭を失い、営々と築き上げた財産を失った中でも投げやりにならず、あきらめず、他人への思いやりで難局に当たっている。こんな立派な国民は世界のどこにもいないのではないか。しかしながら、このような国難の中で、我が国の政府は立派に機能したのだろうか。この難局に政局と政争とは何とも心もとない。私たちはそれでも立派に蘇っていかねばならない。それが生かされている責任と義務である。」と書いてございました。

先ほど町長のあいさつの中で、4期目に対する抱負というものがございました。しかしまだ大いに頑張っていたきたいところでありまして、まだ3カ月ございます。ひとつ復興に全身全霊を傾けて、一日も早い復旧のために頑張っていたきたいというふうに考えるところでございます。

私は、今回、3月11日東日本大震災に関する質問について、多くの議員さんが多方面から通告をしておりますが、私も2件、その他1件ということで通告をさせていただきました。1件目が、吉田川関連の震災対策の関係で伺います。

今回の震災で、本町の中心を流れる吉田川の関連でも多くの被害がございました。町内の吉田川の状況を見ますと、上流部は遠くから見ても川に面した部分の土砂や落石の跡が生々しく散見されますし、下流部は堤防の亀裂や損壊のための応急処置のブルーシートが目立っています。

一級河川の管理は町ではありませんが、本町の治水・利水、そして環境

にも大きく影響することから、所在する自治体としてどう対応しているのか、ことに今回の震災は沿岸部の津波による被害が深刻なことから、上流部は土手になってしまうのではないかと懸念されます。3点について、質問をするところでございます。

まず、一つ目でございますが、嘉太神ため池が老朽化に加えて今回の震災で漏水と言いますか、大げさに言えば貯水できないような状況となっております。嘉太神ため池は、農業用利水施設で今までにも重要な役割を果たしてまいりましたし、特に渇水期には農業用水不足の解消に大いに役立ってまいりました。それが、今回の震災で漏水が激しい状況でございますので、管理者としての現状に対応という点でお伺いをするところでございます。

嘉太神ため池、これは一部事務組合に当たるわけですか。吉田川流域ため池、大和町外2市4カ町村、県の管理主体とはなっているわけでございます。非常に昭和31年の完成ですから、老朽化が激しいわけでございます。そんな中、最近土砂の堆積によりまして有効貯水量は72万トンの70%の機能と言われて久しいところでございます。それが、今回の震災によりまして漏水により常時貯水できない状況、渇水期の農業用水不足、とりわけため池直下の八志田堰の渇水期の貯水に懸念が大きく持たれているところでございます。今回の震災で亀裂・漏水等災害復旧対象にできなかった、なっていないわけなのです。そういった理由等を含めて、当面の漏水対策、管理対策を伺うわけでございます。

二つ目なのですが、これ吉田川上流から取水する八志田堰、これ防衛の、県営の王城寺原補償工事事務所の県事業でつくった吉田川の最上流の堰でございます。この上流部約100メートル区間、これ断続的に吉田川に面するのり面崩落によりまして、土砂が堆積をして、その土砂が八志田堰から用水路に流入をしまして、末端水路にまで堆積するというのを組合から相談されまして、昨年写真等々を添えて町に対応するよう要請した経過がございます。今回の震災でも、さらにその被害が拡大をしている状況でございます。

堰といいますは、いわゆる取水水、貯めて取水をするわけです。以前は、10年くらい前は八志田堰の上流、3メートルぐらいの深い水たまりのような状況になっていたわけなのです。今見ると、もうほとんど土砂で堆積し

て、水がそれをぬって流れているという状況になっておる。さらに今回の震災で、堰下流部にも土砂崩れが発生。堰の余水吐にまで崩れている状況でございます。

5月30日の豪雨があったわけなのですが、あの豪雨で相当流れたのかなと思って、その後に、私、行ってみたのです。流れていない。さらにそのり面崩落がひどくなっていたという状況でございます。昨年からこういった傾向があったわけでございますから、当然県の方に申達等々、河川管理は県だというような昨年も説明もございましたから、そういった県なり、協議対応なさったと思うのですけれども、今回の震災への対応を含めて、この件についてお伺いをいたします。

三つ目なのですか、そのほかに町内でも直接河川への土砂崩れや落石等々による災害がございました。それによって、増水時への影響等々も懸念されます。さらに、きのうのラジオのニュースで言っておったのですが、吉田川は下流まで250カ所以上に及ぶ堤防の被害があるということもあります。当然、本町に関係する分、本町の部分にも大きい被害があったのだと思うのですけれども、なかなか対応が、こういった状況の中で難しいのかなというふうには思っております。

しかし、豪雨も台風等々の災害への備えというような点を考えますと、非常に心配をされるところでございまして、まして以前にも指摘させていただいたように、いわゆる豪雨の水力といいますか、非常に山林が荒廃をしておることから、一気に増水という、今の豪雨時の水の流れになってくるわけでございます。そういったところから、今回の震災、いろいろ県からも情報等々も含めて吉田川全般に対する町としての対応といいますか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、鶉橋議員にご質問にお答えします。

まず、初めに、嘉太神ため池に関するご質問でございましたが、嘉太神ため池につきましては、ご承知のとおり昭和31年に県営により、当時の大



和町外6カ町村の農業用水確保のために建造したため池でございまして、現在は和町外2市4カ町村で管理をしているところでございます。管理につきましては、巡視員を委託して定期的に巡回し、さらには堤体、のり面等の除草を行い、管理に努めているところでございますが、築造後55年が経過しておりまして、洪水吐、コンクリートが劣化し、一部継ぎ目といいますが、そこから雑草がはえている状況でございます。

また、橋の塗装、これを塗りかえたり、床板ですか、板の張りかえ等の工事、流木が溜まりますので、その撤去等、状況の変化を見きわめながら適宜維持管理に努めておるところでございます。

今回の地震によりまして、役場でもすぐ現場に駆けつけて確認しましたが、そのときには現場、残雪が多くて水面満水状態でございます。洪水吐からオーバーフローをしておる状況でした。劣化したコンクリートの一部から水が漏れている状況が見られたところでございまして、宮城県の河川課の指示をいただいて、水位4メートル上限の維持をして安全確保等をはかっておるところでございます。

その後、災害査定につきまして、宮城県の仙台地方振興事務所とともに現地確認をいたしました。洪水吐コンクリートや、取水建屋の一部に亀裂、大きな亀裂ではございませんがひび割れが生じているものの、老朽化による自然劣化が多い状態のため、国災該当には至る被害ではないという判断になりました。宮城県の指導によりまして、コンクリート継ぎ目にボンドを注入して、維持管理をしてまいりたいと思っております。

また、宮城県におけます管理計画がございまして、この計画では平成28年にこのダムといいますが、嘉太神ダムの調査をして、平成32年に長寿命化の整備を計画しておるところでございますが、この年次をできるだけ繰り上げて実施してもらうように、強く働きかけていきたいと思っております。

なお、現場をその都度確認しながら、農業用水等に支障のないように利水・排水に努めてまいりたいと思っております。

次に、2要旨目の八志田堰への用水路への土砂流入による復旧と増水時の堰管理についてでございますけれども、堰の上流と下流でのり面崩壊が発生しておりまして、河川に土砂が堆積している状況にございました。通

路用防護フェンス、これも土砂で一部倒されている状況になっております。幸いと言いますか、取水堰への直接的な被害はなかったところでございますが、この土砂の撤去等につきまして、早急に河川管理者の宮城県土木事務所に連絡をして、現在復旧について依頼をしておるところでございます。

また、3要旨目の吉田川治水・利水・防災に関する対応でございますけれども、特に吉田川上流域での大雨時の水量増加を目の当たりにする昨今でございます。

現在八志田堰用水路の整備や吉田川河川改修の実施、これ国の分です。それとともに防災計画に基づく水防訓練を含む、町民の安全確保等に努めておるところでございます。

日本でも100年から200年に一度の洪水に対応することが施行されておりますが、まだ全体30年に一度の洪水が治水計画上の目標とされることが多く、その目標が60%ということで聞いておるところでございます。まだまだ対応がおくれているという状況は認識しています。

治水等につきましては、水害の調整や現象とあわせて治水容量の増大を見込んだバランスのよい総合的な治水・利水・防災対策に、これが必要でございました。河川水系にかかわるいろいろな関係者、国、県、町、住民の皆様方、企業など、そういった関係者が一体となって取り組まなければ解決できない問題というふうに考えておりました。皆さんにご協力いただきながら、今後も努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

一通りご答弁をいただいたところでございました。

嘉太神ため池なのでございますが、そうしますと国災には該当できなかった、2市4町で要請をすればすぐ災害復旧できるかなというふうな思いでいたのです。そうしますと、災害復旧には該当しないで、県の指導によって、コンクリートの継ぎ目にボンドを注入して維持管理をしていくとい

うことでもございました。4メートルの水位というようなことのものでございます。

私も何回かこのため池には行っているわけなのですが、震災後あれは5月30日の雨の前に行ってみたのですが、その時点でかなり減水をしておりまして、これでは渇水期に入ったら、先ほども申したように吉田川ため池直下の八志田堰の農業取水どうなるのだろうと心配してきました。管理者にもお話を伺ったところでございますが、いろいろ町の方からも指示があって、どんどん放流するよということでもございました。やはり、かなり何と言いますか、災害というものに神経をとがらせている結果なんだなと思ってございました。

そういった経過があつてから、今度5月30日に、あのときは百五、六十ミリの豪雨だったですね。あれがあつたわけなので、その次の日か行ってみたら、確かに満水状態になっておつたわけなのですが、何と言いますか、余水吐と言うのですか、あのコンクリートみたいな、あそこからすごい勢いで噴き出すようにぬってありてなどという状況もございます。洪水吐コンクリートの、いわゆる流れの川、その分から水が噴き出すような感じでの用水等もあつたわけでもございます。それから行っていないわけですが、かなりコンクリート部分といわゆる何と言いますか底の方からも漏水がしてくるのかなという思いがありました。これがその県の主導によってコンクリートボンドに継ぎ目を修理しただけで、大丈夫なのかなという思いでもございます。

さらに、県の管理計画では28年ですか、これも早めたいというような町長の意思受けとめたわけでもございますけれども、あのままでひとつ管理をしていく、最低の漏水ボンド注入ということになるのかなと思いますけれども。災害復旧に該当しないで、いわゆる維持管理、コンクリートボンド等々による補修ということになりますと、これは組合が事業主体でやっていくと考えていいわけですか。そうしますと、規模等はどの程度になるのか。ちょっと、今のため池の状況から不安なものですから、その辺の具体的な計画があるのでしたら、ひとつお願いをしたいなというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問ですが、お話のとおり私も国災で何とかこの機会にこれまでの分も含めてということで、いろいろ手を尽くしました。それで、振興事務所の方にも直接来てもらって、状況を確認をしてもらい、そしてそれが国災対応になるか判断を願ったところでございます。結果として、今回の震災による被害ということよりは、老朽化の部分が大きいということで、継ぎ目の部分、先ほど申しましたが草がはえている状況、そういった中でこれは地震で割れた割には草がはえるはずがないじゃないかみたいな話までありまして、それで結果的には国災としてはちょっと難しいという判断になったところでございます。

それで、今、お話のとおり洪水吐から溢れ出るようにはなっているのですが、その上部からしみ出ている部分がございまして。議員ごらんになったところはそこだと思っておりますが、それでボンドというお話をいたしました。あの部分について通常水が入っている部分と、満水または濁水と言いますか少なくなった部分で空気にさらされる部分と言いますか、そういった部分の中で上の部分、さらされる部分について、どうしても劣化が早いということで、その部分からのにじみと言いますか、しみ出ている部分が今あるというふうに判断がされました。それで、今議員お話になりましたが、下の方からということ、そういうことで大丈夫なのかというお話でございましたが、その辺については再度確認をしたいと思っております。私ども上の部分という中で、その部分について応急的にはありますけれども、注入という形のやり方、それと水位をそこまで上げないような状況で、4メートルという管理をするということで、いろいろ指導いただいてやってきたところでございまして、再度その辺もう一度確認をしたいと思っております。

それから、ここの維持管理、通常につきましては当然のことながら組合でやっておりますが、当然のことながらというか、通常の維持管理につきましては組合でということになってくると思っております。ただ、先ほど申しました28年度調査、その後の計画でございまして、これにつきましては県営の事業になりまして、例えば今やっている菖蒲沢ため池とか、あとは駒込

ため池でしょうか、宮床の、ああいった形の対応となるというふうを考えておきまして、その制度になればいろいろな補助の中で、組合はもちろんかかわってきますけれども、そういった対応になるというふうになります。ただ、それまでの維持管理につきましては、現状は組合での維持管理状況になってまいりますので、費用につきましては組合で負担をしていくという状況になります。ですから、その計画等、そういったものをできるだけ早くしてもらいたいような形のものを進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

11番 鷗橋浩之君。

11番 （鷗橋浩之君）

最終的には、その県営の事業にしていきたいのだということまでお伺いしたわけでございます。ぜひそうなればと思うわけですが、それまでの管理というようなことで、それは町長からも後半答弁いただいた、私が言ったのは、いわゆる洪水吐の流れる底面、そこに4メートルの基準といいますが洪水吐の底面より少し水位が上がっている状況です。そういう状況の中で、洪水吐の底面から噴き出すような状況ですから、恐らく水の通り道、そういうのが生じてしまったというようなことだと思っておりますので、ひとつ調査をよく調べて対応していただきたいと。なと。

それから、八志田堰の関連なのですが、これはいろいろ検討、県の方に申達をして、お願いをしているのだということでございます。先ほど申し上げましたように、もう堰というイメージよりも、何か土砂崩れがいっぱいあったところの間を水がぬってきて、吉田堰の隧道トンネル、そこに入って行くというような、ちょっと堰というイメージよりも、かなり何て言いますか堰の上流部が土砂崩れで埋まってしまったと。私、10年ぐらい見たことあると言いましたが、その当時は3メートルぐらいの水深があって、そこから水が入っていたというような記憶がございます。それがもうほとんど埋まって、水が何か崩れたところをぬって、そして堰の上流の隧道に入る口があるのですが、そこから入っている。もうそこにもう1回どさっと土砂崩れがどうするのだろうと思っているのです。去年もそういう状況

だということを申し上げて、ことさらに震災で拍車がかかったわけなのです。去年ああいう状況申し上げている、写真を添えてまでやったのですが、県が実際に見に来て、そういう堰なり、町との協議というのは一体あったのでしょうか。町長、もし記憶なければ担当者でもいいのですが、去年の対応はどうだったのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
すみません、去年、県が来たかどうか、私ちょっとですので、少々お待ちください。

議 長 （大須賀 啓君）  
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

八志田堰の上流と下流に土砂が堆積しているということでございますが、ちょっと昨年のはすみません、ちょっと記憶にはないのでございますけれども、今回につきましては仙台の土木事務所の方にお話をしております、ぜひ土砂の撤去等含めてお願いしているという、そういう状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

昨年はあのおり写真を添えて、ひとつ要請をしたという経過があるのですが、それについては把握をしないということでございますか。ことは、かなり震災でひどくなったのですが、去年ももうそういう状況だったと。もう堰の上流、水がたまっていない堰と言いますか、あれが堰かなという思いでございますから、少し現状を見ながら、これは一級河川ですか

ら、県の管理とは言いながら、検討、当然、堰の関係者もそうですし、町と三者でひとつ早急な協議をお願いをしたいなと思います。その点について、町長からお伺いをいたします。

さらに、その他の吉田川の管理の中で、この間町の、あれは何ですか、水田協の総会があったときに、町長、庁舎前の田んぼ、何でこんなに水かぶっているのだという話もあったのですが、吉田川、何て言いますか、やはりこれも山の荒廃だと思うのですが、河床が上がってきているという状況の中で、以前、これはおととしの10月の台風18号の際ですか、その後、県の方から、いわゆる高田橋の直下、これの河床の水位を下げるための工事等をやるのだという情報を伺ったことがございます。そういうことがなされれば、この間のように庁舎前の水田も、結局国道を横断した排水路が、下が高いためにあのようなことになっているわけなのですが、そういった国なり県の水位低下暫定計画ですか、そういうものが本当に今でも機能しているのかどうかも、あわせて1件目の中でお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、八志田堰の現場確認等々の情勢につきましては、昨年につきましてはちょっと失礼をいたしました。まことに申しわけございません。なお、確認をして、どういったことができるのか、どういった対応できるのか、県の方と打ち合わせをしていきたいと思っております。

また、吉田川のその考え方と言いますか、につきましてはでございますけれども、河床を下げて、そして掘削をした中で流量を確保と言いますか、流道を確保と言うのでしょうか、については工事を進められております。ご承知のとおり、三川合流からずっと上の部分を進めておりました、それは計画どおりと言いますか、予定どおり、今やっているところでございます。まだ工事は終わっておりません。それで、ただ今後の進み方については、これにつきましては、今までどおりの進めができるのかどうか、やめるとかそういうことではございませんが、その進み方が時間をもう少し長く

かけるようになると可能性をあるという話も一部聞いております。確認はしてありませんがそういう状況で、工事につきましてはもちろん進めておりますけれども、そういった、今後予算の配分について、今後少しその辺について注目していかなければならない状況にあると考えております。計画は予定通りあるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

ひとつ強力に働きかけをお願いをしたいと思います。

続いて2件めでございますが、農地・水活動、新規事業等への対応ということでお伺いをします。

国の平成23年度の農業の整備事業予算に、従来の農地・水環境保全活動、これは平成19年から23年まで、5カ年間です。これに合わせまして、農業施設等の長寿命化のための向上活動支援交付金制度、これは平成23年から27年までの5カ年間、これが新規事業に加えられたところでございます。現行の農地・水共同活動においても、宮城県の場合事業交付金の減額、これは財政難からなのですが、国では10アール4,400円のところ宮城県では3,300円、しかもその宮城県の場合は平成19年度の初年度の採択地区以外取り組みを制限をしていると。他県では2年目、3年目以降でも新規採択をしているというような状況でございますが、今回の新規事業、これはこういう県の財政状況等あるのですが、この新しい新規事業に今後の農地・水活動のあり方も含めて、宮城県なりあるいは本町の対応、どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、農地・水活動、新規事業等についてでございますが、平成19年度から実施しております農地・水環境保全向上活動の、向上活動部分を



切り離して2階部分としての位置づけによりまして、水路や農道等農業用施設の長寿命化を図る農地・水保全管理支払交付金事業が、平成23年度からスタートいたしておるところでございます、議員のご指摘のとおりでございます。

宮城県におきましては、これまで活動してきました農地・水環境保全向上活動が、平成23年度で終了すると仮定した場合、この新規の農地・水保全管理支払交付金事業が1年だけとなり、その事業効果が十分発揮できるかなどの問題があり、平成23年度での取り組みを行わなかったものでございます。

国から平成24年度以降の、農地・水活動が継続かまたは新規事業に移行からの説明がまだまだされていないため、今後その情報を得ながら対応してまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

11番 鷗橋浩之君。

1 1 番 （鷗橋浩之君）

そうしますと、県ではこの新規事業には取り組みをしないと、県が取り組みをしないと理解してよろしいわけですね。

県が取り組みをしないとなれば、これやむを得ないわけなのですが、どうなのでしょうね、これ農地・水活動については、平成19年度、あのときもそうだったのですが、宮城県は極力事業費を圧縮したいという考え方が非常に説明から採択までの時間が短時間でやられて、かなり忙しい思いをしたという経過があるわけでございます。しかも、先ほど申し上げましたように、支援単価をほかの県より引き下げた。しかも、初年度だけの対応というようなことでずっと今日まで来て、ことしで5年目、一応その終了というような形になるわけなのですが、この新規事業、いろいろこの制度が始まるというようなことで調べてみましたら、これは今、農地・水活動に取り組んでいる地区を特に対象にしたいのだと。ただ、泥上げとか草刈りとか通常のそういった共同活動だけではなく、いわゆる農業施設、水路、いろいろな農道等施設があるわけなのですが、それを長寿命化のため、いわゆる水路そのものを補修するとか、さらに農道の舗装をするとか、そう

いうことを集落で共同でやるという場合に、これを交付金として支給する。しかも、23年度から27年度までの時限立法と言いますか、そういう形でやるというようなこととございます。そういうふうに私は理解をしたわけなのですが。

宮城県が初年度、これは23年から27年までの5カ年間ということとございます。宮城県が23年度に取り組みをしないということとございますと、これは次年度以降こういった新しいと言いますか、本当にいいメニューだと思いますが、これに宮城県がこれからのっかっていけるのだろうかというような、今心配もされました。あわせて、今まで農地・水活動に取り組みされていない部分に対して、そのそういう地域に対してどういう手当をすべきか、これはやはりしてない地域も、今後考えていかななくてはならないという部分があるのだと思いますけれども、その辺についての県としての考え方、当然町も町としての考え方と言いますか、要望要請等もしているのだと思いますけれども、その辺をあわせてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この制度につきましては、お話のとおり平成23年度から27年度までということで、本来農地・水環境とは別物のと言いますか、時期を違っているわけです。農地・水環境は23年度まで、そして23年度から27年度までが今回のやつです。

それで、県としましては、この新しい制度、これまでやってきた農地・水環境とセットと言いますか、で考えてやっていくという考え方の中で1年しか使えないと。23年度分だけです。農地・水環境が23年度までなものですから、この23年度以降、これがどうなるかわからない状況ですので、片方が終わってしまったときに新しいのだけが残ってしまう形になるということになりますので、県とすればセット物に考えてやるという考えの中で、そうすると1年しかダブる期間がないと。23年度だけという考え方を持ったところのようでございます。

この新しい制度につきましては、組織団体が自分で設計をし、発注をし、また事業の負担もするという難しさもある中でございまして、そういったところで県の方ではダブらせてやったらという考えが基本にあったと思いますが、そうすると1年しかできないので、今回は県はこれに乗らないと。24年度以降に農地・水環境が継続になるか、新たな制度ができるか、それとあわせて考えていこうというものが基本にあったというふうに聞いております。

それで、先ほど申し上げましたとおり、県としては基本的にはこれを今回は取り組まないという考え方を前回示したところでございますが、一部市町村から何で取り組まないのだというようなご意見もあるそうでございます。それで、現在、各市町村にこれに取り組む気持ちがあるかどうかというものを含めてのアンケート調査を県でやっております。それが、つい、きのうきょうに来ているような状況でございまして、ちょっとこのお答えをした後にこういうお話しであれなのですが、1年ということをやっているのですけれども、そういうことで県としましてもまたこれを、アンケートの結果によってそれぞれやろうとするものなのか、今までどおりの方針でいくものなのか、その辺についてはちょっと町の方でもまだつかめてないところございまして、ちょっとまだそういうところで曖昧な状況にあると思っています。答えをする考えた段階では、先ほど申し上げたところで県では取り組まないということでしたので、その町の考えということでしたところでございます。きのうきょうの情報の中で、そういった新たな意向調査と言いますか、そういったことも来ておりますので、今後そういったものの動きを見ながら、また町としてもこれに取り組むかどうか、ご承知のように新しいものにつきましては国・県、あと地域の方々全部負担という形が出てきますので、費用的に、1対1対1ですか、そういうこともありますので、そういった状況も踏まえた中で、県として、まず県がどういう対応するかということを見きわめる必要があるのかなと思っています。ちょっと、今の段階で申しわけありません。先ほどお答えした中では、県がそういう状況でしたので、ちょっと県も少しアンケート調査などをして、これについての取り組みをもう少し考える状況にあるということございまして、現段階、この間までの状況であれば、先ほど申しました取り組まないということであったのです。また、ちょっと動き出してい

る状況にもあるということでございます。ちょっと曖昧な答えで申しわけないのですが、現状そういうふうになっております。

議 長 （大須賀 啓君）  
11番 鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

今の答弁で何かわからなくなってきたのですが、23年度から27年度まで5カ年間この事業をやりますよと、初年目やりませんよ宮城県はと。私、2年目から大丈夫なのかなと思った、心配したものですから申し上げたのですが。ぜひ、そのアンケートに取り組むべきだと。そういうふうに町として答えを出してほしいなというふうに。これは、今までの農地・水と同じで、国が半分、県と市町村が4分の1ずつ、農家負担がない事業ですから、これほどいい事業はないわけなのです。一言お願いします。そういった返答について、町長に伺います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長 浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、お話したのは、県の方から要望取りまとめという形で来ているのですが、それについて地区の方のご意見もちょうだいしておりますが、今、議員お話にありましたけれども、今回の事業につきましては国・地方・集落の役割分担を1対1対1にすることですから、集落の負担も出てくるのです。ですから、その辺については集落、例えば2,200円負担というものがあまして、今回は負担も出てくる制度になっております。それで、そのこともありますので、慎重になる部分もあるかと思っております。いずさ、もう少しそのないようといいますか、依頼等につきましても内容精査をしまして対応してまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
いいですか。

11 番 (鶉橋浩之君)  
今、1件あるのですが。

議 長 (大須賀 啓君)  
途中ですが、休憩します。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時とします。

午後0時10分 休 憩  
午後1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
11番鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)  
1件残っておりますので、引き続き質問させていただきます。  
震災復旧事業の契約についてという件名でございます。  
東日本大震災の復旧事業、本格的に、今、実施される段階でございます。  
いずれも早期の災害復旧が望まれているところでございます。

国の災害関連、これ一次補正予算措置は、5月2日参議院通過をしたわけでございますけれども、総額で4兆153億円、これは本町を初め宮城県及び被災自治体、震災関連の災害復旧事業ですから、ほぼ同時に、しかも恐らくどこの自治体でも多くの建設の発注になるのだと思います。

本町では5月27日に臨時会を開催をしまして、一般会計分の震災復旧費、新庁舎等々を含め土木災害まで約9兆2,000億円ですか、復旧費だけで、下水の三特会で8.2億円、さらに3月の専決の執行分がございます。内容見ると、国災費だけでも75件ございますし、そういった状況の中ほかの自治体、さらには民間の災害復旧、当然当初予算等々の事業が出てくるわけなのです。そういった中で、この工事の施工に当たって資材の調達等々が

十分可能なのかどうかとか、あるいはその資材費等積算調査段階での現状、予算の段階との差が出てこないのかどうかと、さらには工期、公共事業ですから工期については住民生活、冒頭申し上げましたようにできるだけ早くという発注の意向も、住民の希望がございます。それが反映されるのかというようなことでもありますし、早期復旧望む町民の意向、何より第一に考えられるべきだと思います。

そういう状況の中、入札手続、入札執行上いろいろ課題等も出てくるのではないかと思います。これら震災復旧事業についての対応をお伺いをするところでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの質問にお答えをします。

国の第一次補正予算につきましては、今回の被災が極めて甚大であったことによりまして、阪神淡路大震災時の最初の補正予算の約4倍となります総額4兆円を超える巨額な予算となっているところでございます。国庫負担法に基づきます災害復旧事業につきましては、国の査定審査を受けた後に工事発注となりますことや、県内の各市町村が大きな被害を数多く受けている状況から、議員ご指摘のとおり資材調達におきましては必要数量の確保や価格の高騰、そして工期の確保につきまして混乱が予想されておるところでございます。

こうした問題は、県内全市町村、そして被災を受けました東日本全体での共通した課題でありますので、国や県への要望、強力にお願いをして建設業界への協力要請を必要であろうと思っております。町内の土木工事の登録業者につきましては21社、郡内では43社ございます。等級別ではSランクが4社、Aランクが2社、Bランクが17社、Cランクが20社となっております。工事金額2,000万円未満は基本的にCランク入札対象の資格基準となっております。

今回の災害は、2,000万円未満の工事が多くありまして、労務者の確保や資材、機材の調達と課題も考えるところでございますので、国の災害査定を早期に受検をし、一日でも早い工事発注に努めるとともに、工期の設定や指名対象に工夫を行いながら、工事の適正な施工と品質の確保を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

11番 鷓橋浩之君。

11番 （鷓橋浩之君）

いろいろ国や県に要望しながら地元建設業界等々にも働きかけをしながら、ひとつ対応していくというようなこと、ひとつ施工に当たっては万全を期していただかなければならないわけでございますけれども、こういう中で、こういった震災で申し上げておりますとおり、かなり多くの発注件数になるのだと思いますけれども、そういった中で、いわゆるいろいろ足かせとなるのが、例えば指名基準であるとか、いろいろな要領とかですか、そういうのが町には入札執行に対してあるわけでございます。さらに、一般競争入札等々のセーブ等もございまして、指名委員会の要領ではそれぞれ何社以上の指名等々、そういった定めもございまして。そういう中で、こういった大和町だけでなく、各自治体、しかも民間も含めて一度に多くの件数の発注による契約の、いわゆるうまく成立するのだろうか。しかも、その品質が確保できてその中である程度の競争がされて、うまく機能するのだろうかというようなことが一番懸念されるので、質問した次第でございます。あわせて、やはり災害復旧ですから、早目の工期内の完成、しかも品質を確保できた上での施工、これをだれもが住民も望んでいるわけなのです。そのために、特別に発注側としてやるべきことが、もし今、先ほどの答弁るほかにあるのだとすれば伺いをしますし、そういった基準との整合性等もどういうふうに図っていくか、あわせて再度お伺いをしたいなというふうに思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

町長 浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話とおり、こういった大変な状況、工事件数が多い、また早急なる復旧が望まれるという状況ではございますけれども、やはり工事につきましてはきちっとしたものをきちっとやってもらわなければならないという基本はございます。

そういった中で、全国的と言いますか、この広いエリアでの工事需要がある中でございますので、やはりその中で工夫と先ほど申しましたが、これは大変必要であろうと。先ほども言いましたけれども、例えばABCランクでございますけれども、そういった組み合わせ、上位下位の45%以内であれば指名ができるとか、そういった制度もございますので、そういったものを活用する。または、金額的に1,000万円以上は一般競争入札ではありますけれども、一般競争入札やりますといろいろ時間的な制約も出てまいります。そういったものを指名競争入札で考えると、あと今回下水工事が多いわけではございますけれども、その場合には道路災害と抱き合わせていますが随契をすとか、そういった工夫をしていかなければいけないと思っております。もちろん、その制度と言いますか、そういったものにはきちっとのったものの中で、工夫できるものは最大限利活用と言ったら語弊ありますけれども、幅を大きく持って対応していきたいと考えているところでございます。そうは言いながらも、確かに工事が多い中でございますので、やはり手続をまず速やかに進めるという一番のやり方が、考え方があろうと思っております。現在も査定関係につきましても、どんどん県の方にあげてやってもらっているところでございますし、早期の発注を基本としまして、また制度、そういったものを幅広く見た中で、契約をし、そして確実な工事をやっていただけるように最大限努力してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

早期の復旧とやはり品質を確保した上で工事がなされるように希望しま



して、質問を終わりたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、鶉橋浩之君の一般質問を終わります。

続きまして、15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

2件についてお伺いをいたします。

1件目については、町営住宅の整備をということで、木造の町営住宅の建てかえ計画、そして高齢者専用住宅の整備、これについてお伺いをいたします。

木造の町営住宅の建てかえ計画であります。本町の町営住宅、木造については昭和30年代から40年代に建設されたものでありまして、築後40年から50年経過をしている状況であります。非常に老朽化が著しい、そういう状況にあるということで、このことについてはたびたび建てかえについての話題として取り上げをしてきた、そういう経験がございます。私も平成17年9月の定例会、さらには平成19年9月の定例会におきましても、このことについて取り上げさせていただいたところであります。

そういう中で、このたびの東日本大震災では、72戸中45戸にかわらのずれとか、雨どいの落下、壁パネルの落下、外壁崩壊等々の被害を受けたものであります。幸い入居者に怪我人もなく、倒壊も免れたところであり、去る5月27日の臨時会におきまして復旧措置が講じられたところでもございます。

そういう中でありますが、ご案内のように老朽化が著しく、町が提供する住宅として本当に入居者の安全確保、これができるのかどうか、問題があるのではないかと思っているところであります。入居者の危険回避、安全確保対策を講ずる必要があるわけでありまして、その一つとしては建てかえ等も視野に入れ、そして進めるべきではないのかということから、この問題を取り上げたわけでありまして、どのようにこのことについてお取り組みを考えているのかお伺いしたいと思います。

要旨の二つ目では、高齢者専用住宅の整備であります。

このことにつきましても、平成21年6月定例会におきまして、ひとり暮

しの高齢者のための相談援助つき町営住宅の建設、いわゆるシルバーハウジング、その取り組みについてお伺いをした経緯がございます。

本町の高齢化についても、現在のところ県内では下位の方にありますが、年々増加の傾向にある。また、ひとり暮らしの高齢者につきましても施設入所、これを除いた高齢者世帯は550世帯がございます。その中で持ち家入居者、これが461世帯、賃貸アパート等も含めまして89世帯がアパート等にお住まいだという状況でございます。高齢者の方、だれしものが住み慣れた地域で健康で自立した生活を送りたいと願っているものの、病気や介護に対する不安、一日中一人でいる孤独感を抱きながら日々の生活を送られており、特にこのたびの東日本大震災発生後は愛の訪問員とか民生委員の方々の訪問、励まし、さらには心のケアと言いますか、そういう取り組みがあったわけではありますが、それでもなお心細い不安な生活を送られているという状況にあります。ひとり暮らしの高齢者の孤独感、不安を払拭して地域で高齢者が安心して生活が送れるような生活支援サービスつきの高齢者同士共同で生活する専用の町営住宅の整備に取り組んではどうかということが第2点目の要旨でございます。このことについて、町長のお考えをお伺いするものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、中山議員のご質問にお答えをします。

議員お話のとおり、昭和30年から昭和40年にかけて建築されました木造住宅72棟中45棟が今回東日本大震災によりまして被害を受けたところでございます。

入居者に怪我人はなく、倒壊等は免れたところでございますが、築後45年から55年を経過しまして、毎年多額の維持管理費を費やしてきたところに、今回の大地震でダメージを受けておるところでございます。

これまで木造住宅につきましては、経年劣化から入居者が退去された後には町営住宅として提供しない方針で取り壊しの措置を取ってきたところでございますが、今回の地震によりましてダメージから入居者の安全確保を

考えますと、できるだけ速やかに解体撤去していきたいと考えているところでございます。

そこで、ご質問の木造住宅の建てかえ計画についてでございますが、木造住宅の現状と解体撤去など今後の町営住宅のあり方について、入居者の理解と協力を得ていく必要がございます。また跡地の利用や賃貸を含めた新たな町営住宅の確保など、さまざまな課題もございますので、今回の地震を契機として新たな町営住宅のあり方について調査してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

ご質問の2点目、高齢者専用住宅の整備についてでございますが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また要介護高齢者の増加から、高齢者の居住の安全確保に関する法律、高齢者住まい法を改正し、国土交通省と厚生労働省が連携して高齢者の住まいの安心確保のため、住宅政策と福祉政策が一体となった取り組みが今年度よりスタートしているところでございます。

この中にサービスつき高齢者向け住宅整備事業がございまして、安否確認や生活相談、食事の提供、介護のサービスを常駐するサービス提供者から受けることができる住宅の整備に対して、国からの補助を受けることができる制度でございます。

この事業に取り組む際には、県が策定します高齢者居住安定確保計画に登録する必要があるとしまして、宮城県では現在この計画を策定する方向で検討中とのことでございます。町営住宅のあり方を検討する際には、高齢者福祉の視点も考慮してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

ただいまの町長のご回答は、木造住宅については安全確保上入居はさせないと、そしてあいた都度解体をしていくということでありまして。そういうことではございますが、これまでもそういう形で解体をし、そして入居させないという方向に来ているわけではございますが、なかなかこれはすぐに退去

すると言いますか、出るというそういう方々はなかなかいないということで、年々これはおくれていくというか、そういう状況が続くというふうに思っています。

そういう中で、このたびのような大震災が起きた場合の安全確保という面から考えた場合、やはりまずそういう十分に耐え得るような住居を町として責任を持って提供するというのも必要なのではないかとということで、この問題を取り上げたところでありますし、特に今回の震災の中で、実際の中には町と森林組合と農協、そして建設業協同組合ですか、そういう方々が一体となって会社を興して、そして木造の仮設住宅に取り組んだところもございます。その内容を見てみますと、2DK、約30平米なようではありますが、その中で町内産の木材を使って仮設住宅を建てた。その要する費用は250万円程度でできたということが報じられておりました。

ただ、これが町の町営住宅として、それは適当かということそうではないわけではありますが、そういうところもあるということで、しかもプレハブの仮設よりも金額が安い、これは本格的な町営住宅につくっても、そんなに高い金額でなくて建てられるということもございますので、この問題の中でそういう取り組みをしているところもあったということは、これは紹介をさせていただきたいと思いますが、長い間、くどいようではありますが長い間そのままの状況が続けるというのであれば、やはり入居者の安全を確保するためにも、早急に町営住宅を建てかえる、そういう計画もあってしかるべきなのではないだろうかと思っておりますので、そのことについて改めて町長の考えをお伺いしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、いろいろな仮設住宅の話、私も聞いております。ただ、あれはあくまで仮設住宅ということでございますので、それが町営住宅としての提供になるかどうか、手法としてそういったやり方があるということで、先ほどお話いただいたと思っておりますが、そういったことで仮設住宅と町営住宅は実際基本的に違うのかなと。方法とし

て、農協なり、森林組合なり、そういった方々と共同でやる方法というのが一つあるのかなと思います。

あと、町営住宅の建てかえということでございますが、ご案内のとおり一軒家の建物というのは、今まで50年建っている建物でございます。これについて、先ほども申しましたとおり、退去された場合には新しい入居者は入れることなく解体撤去ということでございました。たまたまお移りになる方がいる場合にはよろしいのですが、そうでない方がおいでの場合には、なかなか移ることがないということで、現在もお住まいになっている方々、結構長い期間住まわれている方が多いということでございます。

今回、そういった一部被害があって、これで安全かと言えれば決して安全な状況ではないと私も認識しておりまして、そういった意味におきましては、あの建物に入居されていることについて、早く解消を図るべきであろうと考えております。

それで、新たなアパートを建てる方法、アパートと言うのですか、町営住宅を建てる方法も一つあるというふうに思っておりますし、また先ほどちょっとお話したところでございます賃貸、民間のアパートを町として借り上げて町営住宅として提供するという方法もあると考えております。これまで大和町、結構そういった民間住宅、一時大分空いている状況もありましたし、最近は随分違ってきておりますが、そういったこともありましたので、そういう方法も一つだなというふうに考えております。

いずれその新しい建物と言いますか、新しい方法については、速やかに進めていかなければいけないと思っておりますし、また問題と言いますか、これは今、入っている方に移っていただくという、出ていけということではなくて、新たな場所を町として準備して移っていただけるかどうかというところが、やはり大きな課題なのかなと思います。皆さん、やはり長くお住まいでございますので、そこに住んでおられたいという方がお話を聞くと随分多いということもございますので、そういった、今、住んでおられる方々に対しての町としての考えの説明、また住民のその方々からのご意見等も聞かなければいけないと思っております。

先ほど、新しい住宅の建てかえという話でございましたが、建てかえも一つと思っておりますし、先ほど申しました民間のアパートを借りて町営住宅としての活用する方法等もあらうと思っておりますので、そこについては

今の建物の状況から判断し、また今回の震災とかあったわけでございますので、至急、町としての方向性を出さなければいけないと考えております。

議長 (大須賀 啓君)

15番中山和広君。

15番 (中山和広君)

入居者の安全確保が最優先でありますから、その新たな住宅のあり方と言いますか、それについては早急な検討研究をしながら、対応をすべきと思います。

次に、高齢者専用住宅の整備であります。ご答弁をいただいた内容では、ことしから県が策定する方向で検討中ということではありますが、このことについて、既に国交省、厚生労働省の所管の中で、この住宅供給のあり方と言いますか、これを取り上げられているところでありますし、現実にもそういう、もちろん自治体としては少ないわけではありますが、民間、特にNPO関係ではそういう住宅の供給対応もされているところでありますので、このことについて特に、今、町の町営住宅のマスタープランと言いますか、これは平成17年で切れて以来ないわけですから、やはり新たな考え方、そして新たな町営住宅のあり方という、その計画策定というのは当然必要だと思っておりますが、特にその中で、今回取り上げたのは先ほど申し上げましたように、ひとり暮らしの高齢者、この方々、いわゆる介護が必要な方については、特別養護老人ホーム等への入所、これが可能になるわけではありますが、元気なひとり暮らしの高齢者の方、この方のいわゆる孤独感とか不安と言いますか、そういうものを取り除いてあげるといっても、特に今度の地震では心細い、そういう状況が大分抱きながら生活を送られているという方もお聞きをしております。

それで、今、お元気でしかも共同で生活することによって、さらに生きがいにもつながる、そういうものがこの高齢者専用の住宅だと思っておりますので、このことについては県が策定したら、先ほどの町長の回答であります。県が策定したらその中で町としても考えるということで、町独自として考えるということではないということなのですが、その辺お伺いしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このサービスつき高齢者専用住宅ということでございますが、今お話のとおりこれは民間でもやるような立場であるというふうに思っています。そういった中で、イメージとして、やはりこれは元気な方がお住まいではあるのだけれども、こういう表現がいいのか、有料老人ホーム的なサービスと言うのですか、食事を提供したり、あと常日ごろのケアではなくお手伝いをするということだと思えますけれども、という形になるのだと思います。そうすると、やはり費用的なものも結構大きな費用が、負担がかかってくる部分もあるのだらうと思っております、こういった制度、つくる方に対しての補助とか経営者に対しての補助と言いますか、そういったものにつきましては十分無利子とかいろいろあるようでございますけれども、入る方に対してのという部分についてどうなのだろうなというような部分でちょっと疑問もあるところでございます。まだまだ、研究していかなければいけない、これからいろいろな制度が出てくるのだらうと思っておりますので。

先ほど、これは県の方の計画にのっとって登録してということで、県が登録したらというお話をさせてもらいました。町として独自にという考え方はなかなか今のところ、単独でなかなかできるものではないと思っておりますし、制度的にやはり国とかそういったものと一緒にやっていかなければいけないだらうと思っております。

ただ、先ほど申しましたけれども町営住宅のあり方検討する際に、高齢者福祉の部分についても視点をその部分に入れて、町営住宅のあり方を考えていかなければいけないと考えておりましたが、例えば必ずしもサービスの提供もありますし、また町で準備する場合に1階、2階、下の階とかそういったところに高齢者の方を優先的に入れるとか、そういった工夫とか町としていろいろできる工夫もあろうと思っておりますので、このサービスつき高齢者住宅と特化しないで、その大きな全体的な老人福祉も含めた中で町営住宅のあり方と言いますか、そういったものを考えていきたいと考

えております。したがって、サービスつき高齢者福祉住宅に特化しての計画というのは、今のところまだ持ってないという状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）

15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

いずれ県の計画が策定され、その中で町としての取り組みをどうするか、そのことを期待をしているということになるわけでありますが、考え方としては、県の計画も必要であります、町独自の、しかも町営住宅の中では先ほども民間の賃貸住居を借り上げるという方法もあるわけですから、そういう中で、そういう対応もできるような対策をぜひ講ずるべきだと思います。このことについては、改めて町長の4期目での町政推進の中で期待をさせていただきたいと思います。

次に、浄斎場への道路の新設であります。

特に町道下原線ですが、これは下原地区にお住まいの住民、西風にお住まいの住民の方々の生活道路として利用をされているところでありますし、また、黒川浄斎場利用者の通行使用に供しているというところでございます。

そういう中で、特に下原橋、これは幅員が狭くて、非常に難儀をしながら通行をしているというところでありますし、特に最近は地域の住民だけではなくて、浄斎場を利用する方々が大型バスの進入といいますか、そういうものも多くなってきているということで、特に交通事故等の危険が心配されているというような状況でございます。これについては、地域住民の方、さらには浄斎場を利用する方、どちらも同じような不安を抱いている状況でございます。

さらにそればかりではなくて、大雨による洪水のためにたびたび道路が通行どめになるということもございます。これまでもございました。この5月30日の豪雨でも通行どめになったという経緯がございます。この場所については、今の町道下原線を利用しないと、綱木橋の方から回ってくるか、志戸田の方から回って入るか、意外に方法がないわけでありますので、今、地域住民の方々が望まれていることは、新たな道路を浄斎場で通



じる道路、それをつくってほしいということ、さらには地域住民と一緒にならないように、浄斎場利用の方々の道路として新たなこれも道路の新設を見合っていると、望んでいることもございます。いずれ交通事故の不安、さらには洪水による通行どめ、それらを解消して安心して地域の方々が生活でき、黒川浄斎場利用者が安心して利用できるそういう道路を新設する必要があるのではないかということで、これは前にも伊藤議員からもそのことについて質問がございましたが、なかなか進まないという状況にございますので、改めてこの問題を取り上げたところでありますので、町長のこのことに対するお考えをお伺いをしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、浄斎場への道路の新設の件でございますが、町道下原線につきましては、下原地区の生活道路でございますが、また浄斎場へ通ずる路線で、ご案内のとおり下原橋とその前後の道路幅、幅員は非常に狭くなっておりまして、ここを通過する際は片側通行の状態になっておりまして、対向車に注意を要するという状況になって思います。また、下原橋の北側は道路が低くなっておりまして、大雨の際にはこの低い部分が冠水をし、通行どめの措置を取ることもございます。

浄斎場に向かう道路につきましては、新設につきましては、平成20年12月、先ほど中山議員からもお話ありましたけれども、伊藤議員からの一般質問でもご提案がございました。あのときにも、黒川行政等の意見も聞きながら今後検討していくという話をさせてもらったところでございました。そして今回、5月の通行どめ等もございました。こんな状況を考慮しまして、町道吉岡宮床線の改良工事を行った際の工事用道路がございましたが、この道路を浄斎場への道路として整備をしていく方向で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

浄斎場への道路として整備をしていくということで検討するという  
ことではありますが、これはできるだけ早くということで、多くの方々が望んで  
いる道路でありますから、ぜひ見える取り組みといたしますか、それを期待  
をしておきたいと思えます。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、中山和広君の一般質問を終わります。  
続きまして、12番上田早夫君。

12 番 (上田早夫君)

私は、通告どおり2件2要旨の質問をさせていただきたいと思えます。  
第1件目でございます。

公共用施設の利用の活性化を図れという題名でございます。

高齢化時代に入って、高齢者が元気に過ごすためには、いろいろな施策  
があるだろうと思えます。その中の一つとして考えたのが、この公共施設  
の利用の仕方を十分に考えて、町がそういう方向づけをすると、内容につ  
いてではなくて、方向づけをしていくというのが大切なのではないのかな  
と思っております。

今、この間、私、団地の中をちょっと歩いて、何人かの私と同年配の人  
と話したのですけれども、退屈でしようがないと言った人がいます。何を  
していいのかわからないと。寂しいと最後に出たのです。それが、この質  
問の原点でございます。

ただ、趣味か何かサークルとか、あるいは学校とか高齢者の学校、今随  
分流行ってますけれども、生涯学習の、そういうものに属しない高齢者と  
いうのは、非常に今時間を持て余して、何をしたいのかと困って  
いるというのか、寂しがっているのです。町が少しヒントを出して、この  
公共施設の利用をそういうものを利用できる人、リーダーとして、公共施  
設を利用するようなものをいっぱいつくったら、こういう寂しがっている  
高齢者が随分充実感がある高齢者時代と言うのですか、高齢化時代を過  
せるのではないかとというのが、この問題の趣旨でございます。

健康寿命がこれによって長引けば、町の国保財政も、いわゆる医療費に係るあるいはその他の経費が相当節約できるのではないかと。この方に、例えば、今使っている医療費関係とか、そういううちの10%か20%、真剣になってこういうものに予算を使うことができないのかというのが、この目的でございまして、その一つの例として原阿佐緒館の利用とか、宮床にはいっぱいこういう公共施設というのがあるし、自然があります。ですから、こういうものの利用をちょっと町が考えて、それを地元の人たちといろいろ協議をしながら、こういうものの案内も出すことによって、町はそれほどの時間的なあるいは人的な経費がかからないで高齢者が元気で、地域が活性化していくということができるのではないかとということで、公共施設の利用という形から私が今回出した問題でございまして。

例えば原阿佐緒と言って、この議場の中にいる皆さんがどのくらい原阿佐緒という人物をご存じなのでしょうか。みんな違うだろうと思います。私が10年前の私と現在の私と、原阿佐緒に対するイメージは180度違っているのです。なぜかと言いますと、そのきっかけになったのは仙台文学館で、原阿佐緒に関するカリユウの展覧会がありまして、そこに私が行って、最初に私が感じてた原阿佐緒のイメージと違うなと行って、いろいろ原阿佐緒に関するものを読みました。そして、こういう世間の常識で言われているものと、本当の原阿佐緒の本質というのはちょっと違うのではないのかなという形でいました。ただ、今、原阿佐緒記念館に行って、もしそういう話が本当に何か質問されたとき語れる人がいるのかなと言ったら、私はいないのではないのかなと。詳しい人は宮床にいるのです。以前に話したら、すごく詳しい話をしていただきましたけれども、いるのですけれども、そういう方がそういうところにはいないために、見学に行った人は、ただずっと見て、2階まで階段上がって行ってぐるっと一周してそのまま帰ってくるというのが通常なのです。私、そのための観察に3回行って見てきたのですけれども、大体それで終わっている。これでは原阿佐緒というのが理解できないし、原阿佐緒記念館がある意味も余りないのではないのかな。もっともっと、この興味があって見に来るわけですから、何かちょっと一言二言、語り部とここには書いてありますけれども、語り部でなくていいのです。こういうのがありましたよという小話程度にちょっと解説ができる人がいることによって、随分あそこに来る来館者がふえるのでは

ないのかなというのが、この趣旨でございます。

そして、いろいろな中学生の課外活動何か、中学生になれば短歌をつくったり俳句をつくったり、いろいろなそういう文学的な事業も始まってやっているはずです。そういうとき、こういう記念館に引率してきて、そこで一句歌をつくってもらうとか、そういうのを大々的に宣伝すれば、町の広報とか何とかでちょっと大々的にと言ってもその程度ですけれども、すればほかからもそういうところに、ああ大和町にこういう施設があってこういうことやっているのだと。では、うちの学校も行ってみようかなとかというようなことで入館者がもっとふえるのでは。倍増どころか10倍くらいふえるのではないのかなと私は考えて、テーマを出しました。

また、ここには健康寿命を長くすると。高齢者にとってはこういう歌を読んだり、こういう文学にどんどん、高齢者になると目が疲れますから読書の量が減ります。そして、余り関心事、こういう文学とかそういうものに対する関心事が薄くなります。ですから、こういう高齢者にもこういう若かりしころの、自分の恋愛をした初恋の時代を思い出すとか、そういうふうによれば意識が変わってきて、非常に健康寿命が増すのではないのかなということで、提案している次第であります。

宮床宝蔵も同じなのです。今度は、こっちの方は難し過ぎてわからないのです、見ても、ぴんとこない。私みたいに門外漢の人間には。やはりこうやって何かなと除いている人見て、ああこれこうなのでよと一言でいいのです。3秒アドバイス。これがあるとはっと思っっているいろいろあそこの陳列品に対して興味をもっと湧いてくる。じゃ、人件費がかかるのではないかと多分考えていると思いますけれども、それはそういうのが好きな人、だれかそういう仲間をつくりたい人がそういうところでボランティアみたいに募集して、そういう知識を授けることによって、そういうボランティアで参加したいという人が必ず出てくるのではないのかなというのが、この公共施設の利用の活性化を図れという中の趣旨でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

原阿佐緒記念館と宮床宝蔵の活性化についてのご提案でございますけれども、原阿佐緒記念館、平成2年度、宮床宝蔵につきましては平成5年度に開館いたしております。平成18年度より指定管理者として宮床歴史の村保存会を選定しまして、旧宮床伊達家住宅と歌の小道も含め、管理運営をいたしておるところでございます。

直近4年間の入館者数の推移でございますが、原阿佐緒記念館につきましては平成19年度を100%とした場合、平成22年度では96.0%、同じく宮床宝蔵につきましては116%となっております。

ここ数年原阿佐緒記念館は減少幅が狭まっておりまして、宮床宝蔵は入館者が増加しております。両施設とも常設展示のほか、年間2回の企画展を行い、リピーターの確保に努めておるところでございます。

一方、旧宮床伊達家住宅につきましては、つるし飾り展示を開始して以来、185%と大幅な入館者の増加となっておりますので、その方々とともに原阿佐緒記念館や宮床宝蔵へも起こしいただくような企画など、指定管理団体とともに考えまいりたいと思います。

次に、中学生の課外活動への利用でございますけれども、宮床中学校は年1回原阿佐緒記念館を地域学習の一環といたしまして、利用しております。さらに、第12回原阿佐緒記念館で先週の日曜日に表彰式がございましたが、今週ですね、青少年の部には過去最高の応募数がございます、宮床中学校におきましても342名から592首の作品が寄せられました。両中学校から毎年入選者が出ておりまして、大変喜ばしいことと思っております。次回以降に向けても、歌心をはぐくむためにも、原阿佐緒賞の応募について、さらに両中学校への働きかけるとともに、あわせて原阿佐緒記念館の利用も図ってまいります。

次に、宮床宝蔵におけます「語り部」の設置につきましては、まほろばホールにおきまして「むかしっこ語りワークショップ」の要請講座を実施しております。受講生は講座終了後にお話の森やもみじっこのサークルを結成して、おはなし会の活動をしております。指定管理者である宮床歴史の村保存会と協議をし、企画展などでの実施を含めた可能性を検討してまいります。今後とも宮古と歴史の村保存会と協議しながら、各施設の入場者が増加するように努力してまいります。

すみません、ちょっと上田議員の趣旨と違った答えになっているようでございます。語り部等につきましても、ちょっと先ほどのご質問を聞いて違うなと思いましたが、後ほどまたお答えさせていただきます。

議長 （大須賀 啓君）

12番上田早夫君。

12番 （上田早夫君）

ご回答ありがとうございます。ちょっと、この場合どういうふうにしていいのかなと思いましたが、こういうせっかく大和町にこういう施設があるので、ぜひこういう施設の利用の仕方、活用の仕方、そして町民あるいは近郊の人たちに興味を持たせるような運営をしていただきたいというのが、私の一番の望みでございます。そして、それが今回の質問のテーマの趣旨でございます。隠された趣旨でございます。私も、1回、大分前になりますけれども、そのときちょっとインパクトが足りないなど、もっと具体的なわかりやすい、あっと言っただけ何か心に残って帰るような、そういう方向づけというのが出ると、もっとよいのではないかなということ、私の質問をこの程度にしておきたいと思っております。

2番目でございます。

団地の高齢化対策についてでございます。

もみじヶ丘団地も高齢化が進んで、世帯主が亡くなるケースがあらわれております。なぜこの問題を取り上げたかと言うと、この世帯主が死亡すると、もみじヶ丘団地から転居して行っているのです。転居して行く、どこに行っているか、私3丁目なのですけれども、3丁目から2丁目に行っている人もいますし、団地からはずれて出て行っている人もいます。でもなぜなのか、その家族には聞けませんので、何か問題があるのかな、これが大きい問題なのか小さい問題なのか、個々の問題なのか特殊な問題なのか、この辺を町としても一度分析してみる必要があるのではないかと。というのは、もしそういうものが根本的に何か問題があるのであれば、もみじヶ丘の団地というのは、虫が食った葉っぱに穴があいたような団地になって、衰退が見込まれるだろうと。それでなくても、今、もみじヶ丘団地でき上がってから20年弱ですか、になりますので、20年経過したのですかね、大

分高齢化が進んでおります。そのために、今まで様子を見てますと世帯主が亡くなった人は3丁目から2丁目が変わったりしているのです。理由はわかりません、聞くわけにいきませんからわかりません。でも、転居するのですから、何か理由があるはずなのです。

そういう中で、東京の団地では、高層な鉄筋の10階建てくらいの大型トヤマダイ団地とか、そういうところの本を読んで見ますと、孤独死、最後は一人になって生活してて、かぎをかって、そのまま亡くなって発見が1週間も10日も発見されないというケースが、今いっぱい出てきている。そういう東京の団地では、見回り隊みたいなのをつくったり、いろいろな対策を今取り出してきているのです。そして、国も孤独死防止推進事業として、17年度から取り組んでいるとのことでございます。そういう中で、同じような間違いとは言えないのかもわかりませんが、現象をこの狭い大和町の団地の中で起こしたくないなと、私は思ってこの問題を提起しました。なぜ、それを思ったからと言うと、二、三年前ですか、国勢調査か何かの調査で、私はうちの団地の裏のところのアパートを訪ねたら、隣のうちが留守だったのでこっちのうちに隣のうちの人の表札出してませんから、大体普通、名字何て言うのですか、隣に住んでいる人の名字がわからないのです。えっと思いました。そしてそれがずっと頭に残っていて、このあれになったのです。現実にもみじヶ丘でさえ、こういう現象があらわれさてきている。私が知っているつき合いのあった3丁目の方が、世帯主が亡くなった方はみんな転居しちゃっている。何なのだろうと、私もわかりません。けれども、ここういうことが出ているというのは、何か東京あたりの団地で問題になっているのと同じような、基本的な問題が根底に流れているのではないのかなと。これは一個人では解明して解決できる問題ありませんので、やはり町としてこの辺のところを関心を持ってもらって調査していただき、そしてそれに対する対策ということを考えてもらえないのかなということで、この問題を取り上げました。

孤独死予防センターとか、国も孤独死防止推進事業というような名前で行って取り組んでおりますし、東京も高層アパートでは、これは物すごく申告になっているみたいです。ですから、大和町も先取りして、何かこの辺のところをどういうふうになら考えているのか、町長の意見をお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは団地の高齢化対策についてのご質問にお答えします。

孤独死というものに対しての明確な定義はないということでございますが、社会的に孤立をして、十分なケアを受けられない状態での死亡というのが、大方の見解と考えられるものでございます。

孤独死の問題につきましては、1980年代の後半からマスコミ等に取り上げられまして、その後阪神淡路大震災後の仮設住宅における、だれにも看取られずに亡くなられた高齢者の方々の報道とか、2005年にNHKのスペシャル放送においてやりました千葉県松戸市の常磐平団地での孤独死報道が社会的な問題として注目されてきたものでございます。近年、国におきましても孤独死防止対策は重要な課題として取り上げられまして、2007年には厚生労働省より孤立死ゼロモデル事業が実施されたところでもあります。現在本町が行っておりますひとり暮らしの高齢者、単身高齢者及び高齢者のみ世帯への対応といたしましては、町が委嘱しております訪問員によりますお元気訪問員事業や、配食サービス事業により、見守り確認等を実施するほか、各行政区によります民生委員との定例会議を通じた高齢者援護者の情報共有活動を行っているものでございます。また、落合地区におきましては、昨年度より行政区長、民生委員、保健推進員、地域ボランティアの方々かも取り込んだ地域安心サポートづくり活動を実施して、高齢者世帯情報に注視した研修会を展開しているところでございます。

高齢者の孤立化をなくすには、地域全体での見守りが最も大事であり、最大の効果と考えておりますことから、今後もこの地域安心サポートづくりの推進、さらにはお元気訪問員の充実等図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

12番上田早夫君。



## 12 番 （上田早夫君）

町でもこの問題に対して取り組んでいるということは、今の町長の答弁でよくわかりました。しかしながら、従来からこの大和町に住んでいる地域の人たちの交際範囲というのですか、それともみじヶ丘みたいに新興団地の近所づき合いというのは相当違ってるのです。

というのは、現実には私のうちでも向かいのうちとしかつき合いというのがないのです。ていうのは、隣のうちは高校の先生なのです。帰ってくるのが、よる9時ころなのです。夜9時過ぎには回覧板とかそういう公的な仕事ですと行けますけれども、向こうも9時ころ来られて、8時半ころから9時くらいに帰ってくるのです、うちに。そのときに立ち話、向こうだあって迷惑ですから、回覧板ですよと終わりなのです、現実問題として。そういうつき合いの中で、いろいろな何か突発事故が起きて、例えば救急車を呼ぶまでもないけれども病院に行かないとだめだから、うち、ちょっと頼むよとか、留守を頼むよとか、というようなつき合いができないというのが、今現状なのです。特に、最近こういう厳しい状況になってくると、サラリーマン家庭の帰ってくるのは大体9時ちょっと前くらいです、全部電気がつくのが。そういう中のつき合いの中で、本当に近所づき合いというのが薄くなってきている。

それからこの間、二、三日前ですけれども、私と同じ年齢の人が私に言われたのです、そのうちを訪ねて行って立ち話してたら言われたのですけれども、だれとも話しする人がいない、寂しいって。本当に言われました。3号公園から歩いて1分のところの人なのです。3号公園じゃなくて、真ん中の公園ですね。もみじヶ丘3丁目の地理的關係から言えば、一番ど真ん中に住んでいる人がそういう発言をしています。私は本当にこれは1人1人じゃなくて、町が何かそういう意識づけをしないと、この問題は解決していかないのではないかと。意識づけです。何でもいいのです、意識づけなのです。

昔はあいさつ運動何て「おはようございます。」とか、戦時中は戦時中で目的に沿った、戦争遂行のための目的に沿ったあれで隣組みたいなあれで共通なもの、今は高齢化社会になって、だんだん隣近所のつき合いがなくなってきてて、そういう何と言うのですか、馬印というのがなくなったものですから、社交性のある人のところは人がいっぱい集まりますけれど

も、孤独な人のところには全然話し相手がいなくて困ったというのが、もう先週の話なのですけれどもありまして、こういう問題を出させていただきました。

町として、何かこういうものに、ああしろこうしろということではできませんけれども、何か一つのサジェスションを与えることによって、町全体の活性化、高齢化社会の活性化につながっていくのではないかとということで、この問題を取り上げましたので、町長の答弁いただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、近所づき合いと言いますか、そういったものについての地域性によって違っているということ、前からこちらに住んでいる方、またもみじのように新しい町と言いますか、いろいろな方がお集まりになって、そして20年来の町をつくっているところ、それぞれのやはりつき合い方がいい悪いは別としてあるのだろうと思います。

そういった方々、本来であればそういったご近所同士のつながりというのがあって、そういった昔で言ういろいろな結いとかいろいろなものありますけれども、そういったものになっていくのだと思いますけれども、今、現在そういうことでなく話す機会が少ない、社交的な方は当然いろいろやるのでしようけれども、そうでない方も多いのだという状況でございます。

町の方で、先ほども申しましたが訪問員、昔、愛の訪問員という形で、現在も町内で訪問員の方お願いをして、そして訪問をしてもらってやっているところがございます。ただ、残念ながら、今、15名ぐらいということで、人的にも非常に少ない状況でございます、十分な活動ができていないところもあるのだろうなと思っております。

だれとも話をしていない、寂しい、そういった方については、まずそういった方々が言ってお話ができればまた違ってくるのかなと、そういう機会がふえれば、そういったこともあると思っております。

もみじ地区につきましては、今、実は訪問員につきましても、小野地区の方との兼務という形でございます、そういった部分の充実と言います

か、そういった形のものもまず必要であろうと思っております。

また、町で意識づけということでございますけれども、例えば全体の高齢者の方々にお集まりいただくときとなれば、多分敬老会等ございます。ああいった場においていただいた中で、普段余り会ったことのない人たち、会話する機会のない人たちが会うとか、そういったものも一つの機会だと思えますし、また地区によっては生き生きサロンとか、そういった形での地域での交流の場と言いますか、そういったものをやってもらっているところもあります。地域で差はあるというふうに思っておりますけれども、そういった方法が方法としては、今、現在やっている中でもあるのかなと思っております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、前にもご質問があってお答えしたところでございますけれども、地域安心サポートづくりということで、旧町村単位で区長、民生委員の方々、またそういった方々が集まって第1回目の話し合いをやって立ち上げたところでございますが、そのうまくいっている部分と申しますか、上手に進んでいるのが、今、落合地区でございます。いろいろなテーマ、その地区のテーマというものを持って、そしてそういった方々が中心になって、今後その裾野を広げていこうという活動もしていってもらえるというふうに思っておりますけれども、そういったものに私達も力をもう少し入れて、活発に活動してもらうことによって、その地域の方々にそういった場を広げていくとか、そういったやり方も一つではないかと考えます。

町でこういうのをやりますから、さあお集まりくださいと言っても、なかなかそういうのは集まってもらえるところもない状況もあると思えますので、地道な活動ということにもなると思えますが、そういった方法も一つではないかと思えます。これはいずれ、その地区の方々のおつき合いはないとは言いながら、住民の方々のつながりがやはり大切なものだと思っておりますので、例えばそのつながりをするには町ですと、ある程度型にはまった一つの方法しか考えつかないところもありますので、例えば地区の方からこういうことをやりたいのだけれども、町で声かけをしてくれないかというような逆提案と言いますか、そういったことをしていただいて、町の方から地域の方々にご連絡をするとか、そういう方法もあるというふうに思います。町で、何と言いますか、機会をつくるのはもちろんそ

れも大切だと思いますけれども、そういった形でその地域に合ったそういった活動というのにつきましては、やはりその地域の方々の活発に活動されている方々がおいでだと思いますので、そういった方々のご協力もいただかないとできないわけですので、そういった逆提案をしながら一緒に進めていくということも、今後出てくるのだと思っております。

今、ご高齢の方のお話を上田議員お話されておりますが、一番最初堀籠議員は若い人のお話でそういった、同じような課題と言いますか、があるのだと思っております。やはり若いうちにそういったことができていけば、だんだんつながっていきけるというような堀籠議員のお話ありましたけれども、そういったこともある、そういったふうになっていけばよろしいと思いますけれども、そういったものも含めて若い、高齢、皆含めた中で、同じような課題があるということでございますので、やはりその辺についてはこれから新しい人がどんどんふえてきている大和町においての課題だと思っておりますし、そういったものについて、これはという方法を今持っているわけではございませんけれども、今後そういったものについての大きな課題を、皆さんとともに解決していかなければいけない、そのためには先ほど申しましたその地域性を知っておられる議員からのご提言とか、こういったことをやれないかとか、そういった提言と言いますか、そういうのをやっていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ちょっと回答にはなってなかったと思っておりますけれども、そういった課題について、今、思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）  
12番上田早夫君。

12 番 （上田早夫君）

どうもありがとうございました。

私が町長の立場でも、それ以上の回答はできないのだろうなと思っております。ただ、こういう問題が出ているということ、それで折に触れてそういう問題点が町として意識してもらえれば、相当地域との話し合いのとき、何らかの折につけてそういうものをぽんと出すことによって、随分違って

くるのではないのかなと。意識づけが、地元民の意識づけが違ってくるのではないのかということで、この問題を取り上げましたので、きょうあした解決できる問題ではないので、ひとつぜひその辺だけご了承していただきたいと思いますし、ちょっとそれに対しての町長の回答をいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
そういった課題があるということ、それにつきましては先ほども申しました大和町の今まで見えなかった部分の課題と言いますか、また新しい課題だと思っております。  
この点については、今、お話のとおりすぐ解決できる問題でないと思いますがけれども、そういった課題があるということを十分考えてながら、いろいろなものについてのそういった課題を取り込んだ中で考えてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
12番上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）  
どうもありがとうございました。  
町長にそれだけ意識してもらえれば十分でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。これで終わります。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で上田早夫君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午後2時21分 休 憩

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番堀籠英雄君。

5番 (堀籠英雄君)

それでは通告に従いまして、2件、要旨につきまして、質問をいたします。

まず、1件目の黒川高校第2農場を幼児教育の場や貸し農園についてを質問いたします。

黒川高校の土保田にある第2農場は、長年農業の実習として稲作・畑作・果樹・畜産と各農業分野で活用されてきました。近年の産業の変革により、黒高は学科改変で農業経営科は平成22年度より募集せず、24年3月で農業経営科の生徒は卒業し、農業経営科の生徒はいなくなってしまう。

県有地4万1,109平米と本町から借地の2万6,538平米の農地が残ります。来年、県では本町から昭和37年より借地している2万6,538平米を返還するような話も聞いております。

これまで大和町保育所の子供たちが第2農場に行き、サツマイモを掘ったりダイコン引きをしたり、トンボやチョウチョウを採取したり、追いかけて走り回っていたそうであります。このように野菜や土と触れ合い、昆虫との触れ合いなど環境教育の場として活用されてきた第2農場を今後も継続して活用すべきと思います。

また、吉岡南団地などに住む人や、セントラル自動車関連の家族など、新住民が定住することにより、貸し農園の希望が見込まれるので、貸し農園の活用を考えてはどうかと思います。

人間は自然を愛して山に登り、土と親しんで、花や野菜を育てることは人間本来の本能とも言われるように、余暇を利用して農作業を体験する意味合いからも、ぜひ必要と思えるので、町長のお考えを伺うものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、堀籠議員のご質問にお答えをします。

黒川高校の第2農場の利活用ということでございますけれども、この土保田第2農場につきましては、黒川高校の前進でございます黒川農学校時代からの農業実習を宿泊を行う寮や果樹園、牛や豚等の家畜飼育の実習等で長年使用されていたところでございます。

黒川高校につきましてはお話ありましたとおり、平成22年度から学科改変が行われまして、一クラスありました農業経営科の生徒は、平成24年3月で卒業予定でありまして、以後におけます同校の農業実習での使用は見込まれない状況になっております。

こうしたことから、黒川高校では土地の返還について検討されている状況でございます。所管する県の教育庁施設整備課にその旨を報告しているとのことでございます。しかし、施設整備課からまだ町の方にはいろいろな方向性が全く示されてない状況に、現在でございます。まとまりのある、非常に貴重な町の財産でございますので、今後の動向によりましては皆様のご意見を賜りながら、今後の有効な活動が図られる手法を見出してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）  
ただいまご答弁をいただきました。

まだ、町の方にはそういった方向性が示されていないということでしたが、まだことしも2カ月ほどしか経過してませんので、県からの方向性、まだ示されないのが当然かと思うわけでございます。提言するのが少し早いとは思いましたが、いずれにせよ返還があるので、そういったことを提言したいと思って、今回出したわけでございます。

さらに、申し上げますと、今は家庭菜園志向で、庭を潰してナスとかキュウリなど、野菜などをつくっている家庭が多くなってきています。これも食の安全・安心から来ているところもあると思います。土保田の農場は大変に土もよく、近場で利用者も多くいると思います。必ず需要はあると思います。貸し農園が欲しいというときは、すぐに貸し出しできるように準備しておいてはどうか。そのように思っています。

それから、黒高はことしも土保田に子供たちを招いてサツマイモ掘りも計画しているそうでございます。ぜひ、何からの形で野菜などをつくり、子供たちを巻き込んだような土や昆虫とのかかわりを工夫して、活用方法を考えてはどうかと思いますが、町長の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、初めに黒川高校、保育所の子供たちがいろいろお世話になっておりますこと、心からの御礼を申し上げたいと思います。

あと、その利用法ですが、先ほども申しましたとおり、まだ県からは来てないところでございますが、いずれ学科がなくなるということで、黒川高校として利用することはなくなるのだろうということは想定されます。利用の方法、今あった貸し農園というお話ありましたが、あれだけの広大な面積ですので、貸し農園すごい面積取れるのだろうなと思いますけれども、逆に言えばあれだけの広大な面積、隣に県の土地もございます。その県の土地との、県でどういう考えか、そちらの土地、そういったこともやはり考えた中で、今、空いた土地の利用については考える必要もあるのではないかと考えております。

まだ県から何やも来てないところでございますので、一つの方法としての貸し農園というご提言がございましたけれども、そういった方法もあるでしょうし、またそういったそれだけの大きな面積、大和町の土地プラス県の土地も含めた中での考え方もあるのではないかと考えてますので、その辺はいろいろ検討していかなければいけない課題だなというふうに思い



ます。

議 長 (大須賀 啓君)  
5 番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

本町で貸しているこの2万6,000平米、今は現在牧草地として利用しているようでございます。あの場所は、七ツ森見える、船形見える、大変景観のよいところでございます。これまで年間3万4,000円ほどの借地料をいただいてきたわけですが、それ以上に大きな効果がある活用を、ぜひ期待しますが、最後に町長の意気込みをお聞きしまして、この質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

意気込みということですが、いろいろな活用法があるのだと思っています。ですから、余り一つにこだわらないで、幅広く一番いい有効な活用を考えていきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
5 番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ぜひいい方向に進めてほしいと思っております。

それでは、次に2件目を質問いたします。

2件目は、監視カメラを設置して、不法投棄の抑止強化を図るよう質問いたします。

片づけても、また捨てられる。また片づけても、また捨てられる。まさにいたちごっこであります。

平成13年関東圏から吉田の沢渡地内に大量の不法投棄が発覚いたしました

た。それも民家の後方の裏山のことでありました。また、平成17年には盗難車のダイハツムーブ車の必要部品を取り、不要のエンジンや車体が切断されたものを、宮床ダムの林道脇に二度にわたって不法投棄される事件も起きております。当時、加美町と川崎町にも攪乱するかのようになり、同車種のエンジン等の放棄が3カ所で発生をしております。

このように、吉田・宮床地区は山林も多く、仙台近郊で観光地もあり、山菜の豊富な地であり下見に来るにも絶好のチャンスと思います。吉田の嘉太神、升沢方面、南川上流の赤崩方面、宮床ダム上流大森山などは、林道が多く捨てやすいところもたくさんあります。本町では、現在民間業者に週2回パトロールしてもらい不法投棄があった場合は、回収を兼ねたパトロールになっております。以前は、各地区に1名の巡視員をお願いして、それぞれ責任を持ち、地区内をくまなく見回り、報告に徹し、その後に廃棄物を業者にまとめて回収をしてもらっておりました。経費面では、業者にパトロールしてもらい、発見次第回収は安価に済むかもしれませんが、5台の不法投棄パトロール巡視員を走らせた方が効果としては大きいと感じられます。

県では平成9年より産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、産業廃棄物適正処理監視指導員、通称産廃Gメンを警察官OBを嘱託で配置しておりますが、悪質化が懸念されるので、本町でも産廃Gメンを委嘱してはどうかという提言を、以前に一般質問を行った経緯がございますが、地区の重点地域のパトロールを強化し、保健所との連携を密にし、不法投棄の未然防止に努めるということでしたが、今はさらに巧妙な手口で違法な不法投棄が見受けられ、三畑升沢地区が移転し、だれも気づかず気をとめなければそのままになってしまうし、パトロールで行き届かない点多々あるので、それを抑止する監視カメラの設置を考えてはどうか、町長の所見を伺うものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)  
それでは、監視カメラを設置して、不法投棄抑制強化を図れというご質

問でございます。

ごみの不法投棄に対します監視といたしましては、議員お話の点もありましたが、町が行う不法投棄監視パトロール、これは業務委託をしておりますが、定期的に週2回実施いたしておりますのが一つでございます。さらには、環境美化推進委員を各地区推薦のもと、ご委嘱申し上げております。この60名の推進委員により、まず地区内環境美化の取り組みがございます。その際にも、ごみ不法投棄が発見された場合には、町へ通報がございます。さらには、町民皆様からのごみの不法投棄に関する情報提供により、パトロールの実施及びごみの不法投棄物の撤去と処分を町が現在実施いたしているところでございます。

議員ご提案のごみ不法投棄に関する町の監視体制として、監視カメラを導入してごみ不法投棄の防止と抑制効果を強化するねらいを期待して実施してはどうかということがございますけれども、また県では監視カメラを申請に基づいて、これは地区の代表者の方が申請するのですが、貸出をしている監視カメラの設置事例がございます。

ごみの不法投棄に対します監視の法的根拠でございますけれども、廃棄物処理法、正式名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これによります投棄禁止の規定がございまして、投棄禁止法第16条何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。また、焼却禁止の規定もございます。

ごみの不法投棄につきましては、証拠となる物的資料が発見された場合は、地元警察署のほか関係します機関への通報を実施しまして、適切な措置を講じております。

今後、町が監視カメラを導入するに当たって検討されるべき課題の整理を進めてまいりたいと考えております。

ごみの不法投棄に対します監視体制については、当面は住民との協働によるごみの不法投棄防止の取り組みを強化しつつ、関係機関とも相互に連携しながら、関係法令の適用の有無も精査して、今後とも町が適正に実施してまいりたいと考えます。

そして、また、地域の皆様のご協力をいただき、本町の生活環境及び自然環境の保全に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
5 番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

ただいま答弁をいただきました、この監視カメラ、私は不法投棄だけではなく、例えば高山植物あるいは庭に使う石などを奥山からの盗難防止の抑止にもつながると思うのです。これもときどきあるのかなとは思いますが。

それから、先月でしたか、大森山で震災で出たと思われまます大量の畳がトラック 1 台道路沿いに投棄もされておりました。

それから、大分前になるわけでございますが、難波の奥の高山の山林に大量の産廃が業者によって集められて、少しは焼いた経過がございましたが、最後は業者が倒産し、町で処分しなければならなくなったこともあったと思います。

こうしたことがあったので、私はこうならないようには、早く手を打つべきだと、そのように思うし、そのためには監視カメラもあれば大きな効果が生みだせるのではないかと、他県ではこれリースカメラなのかな、もう使っている事例もございますが、町長はその辺どのようにお考えかお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

監視カメラの設置ということでございますけれども、監視カメラについて他県でそういったリースして、地区の代表の方にリースをしてやっている部分もございます。監視カメラのその部分についての効果というのは、確かにあるのだと思いますけれども、やはり設置する場所の問題とか、一本の道路だけ通っているのであれば比較的わかりやすいのでございますけれども、いろいろな道路がある中でやるとか、あと写真ですから全員うつります。これ、一番問題なのはプライバシーの問題がございます。その不特定多数全員を撮影することになりますので、そういった投棄、物を投げ

に来る人もうつるわけですが、そこを通行する方につきましてもいろいろな事情のある方もおいでだと思いますけれども、そういった方もうつるということで、そういったものの管理の仕方でございますが、そういった難しさもあるところでございます。時間を決めて、必要なときだけぱつとつすというわけにはいきませんので、そういった部分でこの監視カメラの難しさというのがあるのだと思うのです。ですから、後手後手というか、そういう形になっている状況がないわけではないのですけれども、監視カメラのよさとあとその難しさ、使い方の難しさ、そういったことがあると思っております、これは以前にもそういったお話があったのですけれども、ではどこにつけたら一番効果的なのだという事とか、そこ見たら今度別のところ通っていくのではないかと、そういうこともあってなかなか現実的に難しい部分があるのかなと、これまで思ったことがあります。ほかのところでも見てる場合には貸し出しのところも見たらすぐ必ず消去するとか、そういったアフターと言いますか、管理の仕方についても難しい部分があると聞いておりますので、このカメラについてはなかなかそういった難しさがあるのだなという認識があるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
5 番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）  
確かに言われるとおりに難しい点もあろうかとは思いますが、何からの形で設置あるいはダミーとかそのようなものもあるのですけれども。今度町の方で新たに看板、2種類ほどつくりました。一つは「監視カメラ作動中」、それから「不法投棄した者には懲役5年以下の懲役あるいは1,000万円以下の罰金」といった看板が立っておりますが、ああいったものもう少し1カ所や2カ所ばかりでなく、もう少しつakって重点箇所に設置してはどうかと思うのですが、町長その辺どうなのですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

看板はそういう使い方がいいと思います。1カ所、2カ所ということではなくて立ててると思いますけれども、そういうことがあれば設置いたしますので、場所教えていただければ。在庫あるのです。なければ、また必要とあればつくってもらってやっていくということしたいと思います。

看板で、これちょっとあれですが、実は神社の格好した看板を立てるとごみ投げないのだそうです。社の格好したやつです。あれが意外に効果あるのだそうですけれども、ただそういうのに神様を使っていいのかという、もう一つのあれがあるそうでございます。ある場所でそういった事例があるようでして、小さいものでもそういうものがあると、やはり投げづらくなるというか、そういった工夫のある看板もあるというふうに聞いております。

いずれ看板等につきましては、必要とある場所にはやはりつけて、そういった防止をしてまいりたいと思いますので、そういった物は準備してまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

5 番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

ぜひ効果ある看板を設置して、不法投棄が少しでも少なくなることを期待して終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君の一般質問を終わります。

ちょっと3分間休憩して、何か換気が回っているから雑音が入ると言いますか、音が聞こえるそうなので、それをちょっと閉めたいと思いますので、すみません、休憩ちょっとします。

午後2時55分 休 憩

午後2時58分 再 開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番伊藤 勝君。

3番 (伊藤 勝君)

議長のお許しが出ましたので、2件6要旨でご質問いたします。

まず、初めに、教育に新聞を「NIE」。

学校の授業で新聞を活用する「NIE」を、今年度から全国の小学校で全面実施される新学習指導要項に、言語活動の充実の具体例として、新聞の活用が明記されたこともあり、教育現場で注目を集めています。

新学習指導要項は、小学校でことしから、中学校は2012年度から開始し、高校では13年度開始で順次実施され、その中では小・中・高を通じて言語活動を充実させるために、小学校5・6年生では編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読んだり、中学2年生は新聞もインターネット、学校図書等を活用して得た情報を比較するなど、具体的な新聞の活用法が明記されており、各現場での対応が待ち望まれています。NIEを活用した言語活動の充実の取り組みについてお伺いいたします。

1要旨、新学習指導要項で「NIE」は、どのように位置づけられるか。

要旨2、総合的な学習の時間が削減されましたが、「NIE」への影響は。

3要旨、年間指導計画や言語活動を行うに当たっての注意点はということで、教育長にお伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

伊藤議員に質問にお答えいたします。

新学習指導要項においては、児童の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整え、児童の

言語活動を充実することが指導計画の作成、各教科等の指導に当たって配慮すべき事項とされております。

新聞の活用については、小学校では5・6年生の国語の読むことの指導において、編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと。5年生の社会では、放送・新聞などの産業と、国民生活とのかかわりについて調査したり、資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることを、情報の有効な活用が大切であることを考えるようにするとされ、また中学校では2年生の国語の読むことの指導において、新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること、社会科公民的分野の指導計画に作成に当たっては、新聞・読み物・統計・その他の資料に平素から親しみ、適切に活用すること等と表記されております。

次に、総合的な学習の時間の削減による「N I E」への影響については、総合的な学習の時間の時数を削減しても、全体計画の見直しと適切な教材を用意することによって、児童生徒がみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するという目標は、十分達成できるものと考えております。

最後に、年間指導計画や言語活動を行うに当たっての留意点については、児童生徒や家庭、地域実態を踏まえて児童生徒の興味関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるように工夫すべきであると考えております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
3番伊藤 勝君。

3番 (伊藤 勝君)

まず初めに、「N I E」と言いますがけれども、学校などで新聞を教材として活用することで、1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年静岡で開かれた新聞大会で提唱されました。その後、教育界と新聞界が協力し、社会性豊かな青少年の育成や勝治文化の民主主義社会の発展などを目的に挙げ、全国で展開されています。

日本の新聞協会は96年にN I E基金を発足させるとともに、N I E事業



を新聞提供事業として、研究、PR事業に分け、積極的に推進を始めました。そして、NIE事業は新聞協会は98年3月2日に新たに設立された日本教育文化財団へ引き継がれ、学校に新聞を提供するNIE実践校制度は89年9月パイロット計画として東京都内の小学校1校、中学校2校でスタートし、97年には全国へと拡大されました。当初は400校を目標としていたそうです。そういう中で、現在、実践指定校というのは、1996年には218校だったのですけれども、2010年には533校にふえました。

宮城県内でも小学校7校、中学校3校、高校1校と2010年度、その中で2010年度にはNIE実践指定校として吉田小学校がなっており、教頭先生にお伺いしたら小冊子が2冊ほどできていたようですけれども、教頭先生を中心にそういう新聞を活用した勉強を短時間の期間の中でやっているようなお話をちょっと聞きましたが、今後我が町としてそういう新聞を利用したNIEの授業というのも具体的にどんな感じで考えておられるのか。読書を通してやるのか、それからインターネットとか、今、いろいろありますけれども、ぜひ新聞を利用したNIEの午後の取り組みを具体的に、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

吉田小学校が去年度、おととしの2年間、NIEの活動に参加しておりました。今、子供たち、児童生徒が情報を得るのの筆頭がどうもインターネットがトップなのですけれども、それはかなり視覚的なものがあるということで、非常に早い段階で情報がすり抜けていくということがありますが、一方新聞ですとかなり時間をかけてゆっくり勉強することができるということで、各学校、新しい学習指導要領になる前から、それぞれ活用しているところですが、ことしにおきましても、既に各学校の取り組みがありまして、例えば吉岡小学校ですと6年生は自分の考えを書こうということで新聞記事を探して、また低学年の授業では習った漢字を新聞から探そう、それから宮床小学校でも国語において新聞記事を読み比べよう。多くは国

語の授業で非常に新聞を活用しております。また、社会科においては新聞をつくろうとか、それから道徳の授業などでも新聞記事を活用ということで、吉田小においては特に全教科にわたって、去年2年間の財産がありますので、活用を進めているという、年間指導計画に予定されているところでございます。町全体としてということ、特にこれというふうに計画はしておりませんが、新しい学習指導要領の中で新聞を活用するという方向性はどの小学校にもできていると思っているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
3番伊藤 勝君。

3番 （伊藤 勝君）

今、教育長のお言葉を聞いて、大変うれしく思っております。各小学校で、そういう体制ができているということで、これは一つのこの前河北新報に5月27日に新聞記事を使い授業をとということで、宮城教育大学と河北新報社は小中学校の社会科・公民の授業に新聞記事を活用するための提案集、「NIEアイデアノート宮城東北を新聞で学ぼう」というこういうものを発行したということで、学校や図書館などに800部用意して配布できるようになっているということで、こういうものも利用しながら、今後新聞を活用した言語活動に当たってほしいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

自転車で走りやすい街づくりを。

健康で環境に優しい観点から、ここ数年自転車の利用がふえている。そして、東日本大震災を契機に、改めて自転車にスポットが当たっている。

財団自転車産業振興協会が5月に発表した販売動向に関する調査では、自転車の小売店の意見として、震災でガソリンが思うように入手できなかった間、自転車が本当に役立った。震災を機に自転車の有効性が見直されたといった声が寄せられました。また、夏の節電へ向け、自転車通勤に月額の手当を至急する会社など民間企業でも自転車見直す動きが出てきています。一方で、自転車利用のマナーが悪化しているという指摘も多い。信号無視やスピードの出し過ぎ、車の間のすり抜けなど、自転車の危険な走

行が目立つ。また、携帯電話を使用しながら走る人もいます。自転車の利用しやすい環境をつくるために、自転車道の整備や駐車場の整備、また自転車利用のマナー向上対策について、3点お伺いいたします。

まず1点目、歩行者道と自転車道の整備と充実及び公共施設の駐車場整備について。

2点目、自転車安全運転とマナー向上対策について。

3点目、宮城県自転車競技場周辺にサイクリングコースの整備をという  
ことで、町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、自転車で走りやすい街づくりをとのご質問にお答えします。

町内では児童生徒の通学や一部町民の買い物等で自転車が利用されておりますが、多くの町民の移動手段は自動車となっておるところでございます。このたびの東日本大震災では、ガソリンが入手できずに自転車で買い物等をする町民の方々の姿が多く見られたところでありまして、これを機に、利便性の高い自転車の普及が進むことを期待しているところでありまして、ご高齢の利用者やまたマナーの悪い方もおりますので、一層の交通安全に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問の1点目、歩行者道と自動車道の整備と充実及び公共施設の駐輪場の整備についてでございますが、まず町内の自動車、歩行者道につきましては、公安委員会の告示によりまして、8路線でございます。国道4号線、県道塩釜吉岡線、仙台三本木線、町道魚板兵土ヶ原線、南青木柴崎線、吉田落合線、日和田本線、山下大沢線となっております。道路構造での基準では、自転車歩行者道の幅員につきましては、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の路線にあつては3メートル以上とするとされておりますが、地形の状況等から公安委員会では特に必要と認められた場合は幅員1.5メートル以上でも自転車通行可の告示を行い、標識の設置を行っているところでありまして。

今後必要な箇所については、公安委員会に要請していきたいと考えて

おるところでございます。

また、公共施設の駐輪場の整備につきましては、役場新庁舎やまほろばホール、ひだまりの丘、町民研修センターなど、主な施設には配置しているところであり、来年と設置予定の交通ターミナルにも整備していきたいと考えておるところであります。

次に、自転車安全運転とマナー向上対策についてでございます。

平成22年度中に発生しました自転車に関係する交通事故、これは全国では15万1,628件と前年に比べて3.1%減少しておるものの、自転車乗用中死者のうち7割を超えて法令違反が見られました。これまでも町内の小学校におきまして、自転車に関する交通安全教室や車両の点検整備を実施しておりますけれども、平成23年、ことしの春の交通安全運動の重点項目に自転車安全利用の推進、特に自転車安全利用五則の趣旨徹底を掲げ、5月11日に開催いたしまして春の交通安全出動式でも関係機関と連携し、その周知を行っておるところでございます。

今後も機会をとらえて、さらなるマナーの向上と交通安全意識の啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、宮城県自転車競技場周辺にサイクリングコースの整備とのご質問でございますけれども、自転車競技場周辺の総合運動公園には、周長約1キロメートルの通路がございます。しかしこの通路は多目的広場、陸上競技場、テニスコートなどの各施設の間を通っておりますので、利用者の安全確保が難しく、サイクリングの環境には適してないと思われまます。現在自転車競技場では6年目を迎えます大和町サイクルフェスティバルを開催しております。面白い自転車や自転車の試乗やタイムチャレンジ、これはコースを走ってタイムをはかるのですけれども、などさまざまな形で自転車と触れ合いや体験する機会を設け、毎年3歳から70歳代までのたくさんの皆様が参加しておいででございます。今後も健康的で環境に優しい自転車と触れ合う機会ができるイベントを継続して開催していきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

それでは、1 要旨ちょっとお伺いしますけれども、今回震災によって歩行者道とか自転車道のいろいろな部分がやられましたので、しっかりこういう部分に整備していただきたいなと思っております。また、庁舎や公共施設の駐輪場の整備ということで、庁舎やまほろばホール、ひだまりの丘、町民研修センター、皆屋根がかかってはいますけれども、今、風が来ても将棋倒しになっているところたまに見かけるのですけれども、何かポール 1 本で盗難防止とそういう倒れないような、風除けにもなっているようなサイクルステーションがよくあるのですけれども、そういうのもちょっと考えていったらいいのではないかなと、ご提案させていただきます。

2 点目は、宮城県の自転車競技場周辺は、サイクリング環境には適していないということですが、自転車競技場は平成11年5月に本町に開設され、宮城県内の大会やその他の東北総合体育大会、国民体育大会、全日本選手権でも使用されており、実績のある競技場であります。平成22年度には、競技場の使用人数は872人となっており、環境面も車から自転車に乗りかえると2酸化炭素を減らすことができ、環境省の試算で見ると往復2キロメートルの移動を車から自転車に変えますと328グラム減らすことができるそうでございます。

また、健康面でもメタボリックシンドロームを防ぐこともあり、適度なカロリー消費や呼吸器・循環器・機能向上・前進の筋力アップなど、気分転換を伴うメンタル面でもストレス緩和効果もあるそうでございます。

ぜひ、自転車で走りやすい街づくりをお願いしたいという思いがあります。また、中でも、先進地ではコミュニティサイクルとか、レンタルサイクリング何かもやっておりますので、交通ターミナルもできますし、庁舎、そして総合体育館と、また本町のアピールの部分では南川ダムとか、原阿佐緒記念館、伊達屋敷、宝蔵、自転車で町の中を歩いて、この大和町の吉岡の町の中でも商店街を自転車で歩きながら食べ歩きするとかという、そういうのも考えられるのではないかなということで、ちょっとその点どのようなお考えがあればお聞きしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、道路、歩道と言いますか、自転車道、歩道部分について、今回被災と言いますか、どうしても下水道管等埋まっている部分がございますので、その部分についての陥没部分とかございます。そういった歩道、自転車道含めてしっかりの整備ということでございますが、それにつきましては今やっているところでございますが、なおしっかり直していきたいと思えます。

それから駐輪場の整備について、確かに自転車、風でばたばた倒れたりするという傾向もある、仙台何かでもよくありますけれども、今後つくる場合にそういったものは、場所の問題もあると思えますけれども、場所の取り方とか、そういったこともある中で、どういうものがあるのか研究していきたいと思えますが、基本的にはきちっととめるという、やはりこれもマナーの問題あるのだろうと思えます。

それから、自転車道ということで、先ほどサイクリングコースについて、伊藤議員はもしかしてあの周辺ということは、公園内外、外のことをお話だったのでしょうか。内部の話をしてました。外部について、あそこ国道457とかあるわけでございますけれども、ちょっと457まで危険なところもあります。あそこの競技のロード自転車もコースとして国道は超えられないとかとって、なかなかロードはできないということなのです。そういった中で、あの周辺は逆にちょっと厳しいかなという面もあります。

自転車につきましては、そのとおり健康にも非常によいということでございます。今回、私も地震のとき自転車で通いました。私、充電器付きの自転車なのですけれども、充電できなくてただの自転車になってしまいましたけれども。それでもやはり自転車というのは便利でいいものだと思えて思ったところでございます。街中ぐらいであれば、自転車でということあります。道路につきましては、自転車道を新たにつくるというのは、なかなか難しいところがございますので、そういった状況ではありますけれども、交通ルールを守った中での自転車ということは非常にいいことだと思いますので、私も自転車協会、宮城県の会長でございますので、皆さんにもご利用いただければというふうに思っております。名誉だけの、ここに自転車競技場があるからの会長ですが、そういうことで自転車道につき

ましては、そういう形で多くの方に利用していただけるということが大事だと思っておりますが、そのとおり結構危険と言いますか、場合によっては歩道を後ろから行ったりしたときには凶器と言いますか、車と同じような危険性もあるわけでございますので、やはりそういった交通ルールと言いますか、そういったものの徹底がまず一番大事だろうなと思っております。

自転車、健康的にもそういった部分でいいということでございますし、今、役場の職員も駐輪場見ていただければわかりますが、温かくなってきて特に自転車で通っている人たちも多くなってきているということで、健康も含めそれで環境にもいいということですので、みんなで使う機会をふやしたいと思っておりますし、またそういった安全面についても指導していきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
3番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）  
魅力あるまちづくりをお願いし、私の一般質問を終わりたいと思っております。  
ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で、伊藤 勝君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間とします。

午後3時25分 休 憩  
午後3時35分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
16番桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

議長からお許しをいただきましたので、通告どおり質問をいたします。

震災による被害、少しずつ目に見えてはきておりますが、雇用あるいは、瓦れきの片づけなど、あるいは被災者への義援金もまだまだ残っている課題があります。早急に国や県、それらの力で何とか救援をしてほしいということをお願い、私の質問に入ります。

複式教育についてであります。社会的な少子化減少や人口の流出、それに加え過疎化の中で児童生徒の減少が見られております。

へき地学校や小規模学校に複式学級が設置されるケースが多くなってまいりました。ことしも本町において、小規模学校にまた複式学級が誕生することになりました。異なる学年が同時に授業を受けるわけであり。したがって、異なった学習内容を並行するため、非常に難しさもございます。こういう指導の中で、教師の力量が求められることは当然でございます。一つの学年を指導しているとき、他の学年は子供自身で学習することになります。少人数があるため、きめ細かく目の行き届いた指導が可能ともなることもございますが、そうでないこともございます。

生徒間でのさまざまな意見を交換が確かに詳しく交換されることもありますが、逆に序列化、そういうことなどが出来、交換を少なくなってしまうこともございます。ですから、たくさんの意見の交換が少なくなっていくこともございます。このことが、学力低下につながりはしないか、心配な点もあります。上級生と下級生の交流が円滑に進む利点もあると思えます。

単式学級に勝るとも劣らない複式学級の指導のあり方や、有効性についてもう少し考えてみますと、子供はそもそも未熟であり、大人がついていて教えてやらなければ何にもできない存在でもあります。ですから、大人に保護され、教育されなければならないのであります。何もしないでいれば、未熟な子供たちはだめになってしまうということもございます。親や教師の働きかけによって、子供の成長が決まっていくわけであり。

子供たちが自分自身をコントロールできる力を身につけほしい、他人を思いやる力を身につけてほしいと願っているのは父兄だけではございません。社会全体の中で、そういう思いがあります。これらの、私の意見を述



べ、次のことについて伺いをいたします。

複式学級によさや問題点は、どのようなところでしょうか。

2番目に、複式学級で主体的に学ぶには、どのような力が子供たちには必要なのでしょうか。

3番目に、今後の複式教育の課題として、どのようなことが考えられるのでしょうか。

以上、伺いますが、複式学級は統廃合によって複式学級の発生を解消する傾向もございますが、統廃合が続いたとしても複式学級が全くなくなるわけではございません。統廃合されることによって、地域に根ざした教育がなくなり、地域性を感じる心が主にも子供にも希薄になり、失われていくこともございます。今一度、複式学級の意義を見つめ直す研究会を設置し、担当する先生の背中を押してあげればいかがでしょうか。

これらの3点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、本年度の本町の複式学級の現状は、宮床小学校の2年、3年生の1学級、それから宮床小学校難波分校の3年生、4年生と5・6年生の2学級、落合小学校の2年生、3年生の1学級となっております。

複式学級によさや問題点については、議員ご指摘のようにきめ細かい指導によりそれぞれの個性や適正に応じた個別指導が可能であったり、上級生と下級生の温かい人間関係がはくぐまれるよさがある反面、学年によって教科が違う場合、授業内容の組立が難しかったり、教師の直接的な指導を受ける時間が不足するなどの問題点があることは認識しております。

次に、複式学級で主体的に学ぶにはどのような力が必要なのかという質問につきましては、自学自習ができる力が必要であると考えております。そのためには、学級における温かい人間関係を基盤として、家庭の協力を得ながら、個々に応じた学習訓練を丁寧に行っていくことが大切であるととらえております。

最後に、今後の課題としてどのようなことが考えられるかということについて述べさせていただきます。

現在、宮城県の複式学級の編成基準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の基準に関する法律第3条に準拠しており、小学校では2の学年の児童数の合計が16人以下の場合1学級編成とする。ただし、1学年、第1学年、小学校1年生ですが、1年生の児童を含む学級にあっては、8人以下を1学級編成とするとしております。

現状を考えると、今後も複式学級が編成されることが予測されます。そこで、各学校の複式学級の授業の進め方等については、定期的に情報交換を行う機会を設けたり、学習支援員の派遣を行ったりなどの方策を検討していく必要があると考えております。

このことについては、今後とも各学校と協議を進めるとともに、地域や家庭の皆様との連携を図りながら、複式学級の児童にとってよりよい方策を見出していきたいと考えているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

16番桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

ただいま、本町の複式学級の学級数等についても説明がございました。そして、複式学級のよさについては、きめ細かい指導ができるというふうに私も感じておりますが、この複式学級の考え方として、少人数であるからその少人数の学級をそのまま克服をしていけばいいのだという、そういう考えはもちろんだと思いますけれども、やはりこの少人数学級、この少人数学級をよしととらえて、きめ細かな指導とそれから複式学級だからこういうことができるのだと、複式学級にしかできないというそういう思い、それが職員室の考え方や担当する先生の考え方がこの複式学級を、表現は悪いのですが、子供たちをうまく誘導しながら学力を上げていくという、そういうことに私はつながっていくのではないかというふうに思っています。そういうことなども、教育長の現場への指導なども、まず伺わせていただきます。

それから、もう一つ前向きな先生の意識の考え方、先ほども述べました

けれども、そういう先生方と担当の先生方と教育長はどしどし話をしながら、そういう課題、そういうところを解決していくアドバイス、要するに先生が意識を持って教育できる大きな器を教育長はアドバイスとして答えてあげていくべき必要があると私は考えています。

ですから、今回の第1問のよさについては、1人1人の勉学が把握できるあるいは全員に発言や発表の機会を持たせることができるだとか、いろいろな考えがあります。ですから、そういう少人数学級をさらによしととらえるということが、私は必要ではないかと。そういう点ではどのように答弁の中で見えなかった分について、私は教育長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

子供たちはどんな場合でも1人1人でございますし、教育というのはその実情に応じて適切に行われるというのが、いつも不変のものでございます。少人数であれば少人数なりの、大人数であれば大人数なりの、そして双方のよさをそれぞれ生かして指導が行われると思っております。

少人数指導ということでは、先ほどそのよさを述べておりますし、また大きな大勢で学ぶということは、いろいろな方の意見を聞けるかということで、分校におきましても本校とも交流をしている宮床小学校と難波分校、これは非常によい財産を小規模の人数を教える場合の指導計画等を持っており、県にも、分校少ないのですけれども、宮床小難波分校の指導計画、年間指導、それから先生方の指導が非常に好評と言うのでしょうか、多くの先生方に影響を及ぼしております。

そういう意味からも交流もありますし、それから、今、普通の学級においても町内国語・算数・数学ですか、これらは少人数指導を取り入れているということがもちろんあるわけですので、その子供たちの実態に応じて先生方がそれぞれ指導を展開していると思っておりますし、そのよさをやはり生かした指導ということを、これからも節制方に話いきたいと思います。

また、このへき地教育や分校教育につきましては、県には長く歴史伝統があります。宮城県へき地教育振興会と、宮城県へき地分校教育研究会、この二つ、いつも一同で行われるのですが、この中でそれぞれの複式学級の課題、少人数の課題、分校の課題等が毎年研究会をもって行われております。町内においては、特に難波分校宮床小学校の先生方にはいつも出ていただいております。前々から、実は小規模の学校が多いので、大和町もできれば小規模の学校の先生方にもこの研究会に入ってもらいたいとは思っておりましたが、今回落合小学校が入っていただけるということで、歓迎しているという状況でございます。

それから、2のクラスが16人なのですが、二つ学年合わせて16人で複式になるのですけれども、その数が13人の場合は、加配の教員ということで県で教員を1人派遣していただきます。ですから、いつも13人であれば、たまたまた今回宮床が12人で落合が11人なのです。随分県とも交渉したのですが、やはり規則は規則ということで、13人ということで加配をいただけて、今まで複式ではあるけれども、それぞれ単学級で工夫をして指導してきた経緯がございます。今回は学習支援員が、落合小学校では学習支援員が、この複式学級の支援を行っている状況でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

複式学級の進め方については、県の研究会等の指導を得ながら実施しておられるわけですが、また、先ほどの答弁の中に授業内容の組立が難しいという答弁もございました。私もそうだと思います。やはり、違った学年が二つ入っているわけでありますから、こちらを直接教育している間には、こちらの子供たちは間接的なドリルだとかそういうのをしている状況があるわけでありますから、この直接授業を受けている、そういう場合は黒板に書いてあるし、もちろん違う生徒たちにも教えた場合の黒板が二つあるのだらうと、私は思います。ですから、直接指導している場合と、間接的な指導をしている場合での指導の仕方というのが非常に難しいと思います

けれども、直接指導しているその指導が自習、そういうふうなところにきちんと根を張って、子供たちが1人1人自分で勉強しているのだと、勉強していかなきゃいけないのだという、そういう指導を複式学級的时候には教えていく必要が、私は非常に重要な指導の仕方だと思っているのです。そういうところを、やはり教育委員会が職員室の人たちが、どんどん先生の背中を押してあげられる工夫というのは、現在どのようにやっておられるか、例をありましたらば伺いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)  
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)  
お答えいたします。

授業で一番難しいのは、小学校の場合は2年生と3年生が1学級になることです。と申しますのは、2年生は生活科が、1、2年が生活科です。3年生は総合的な学習、この2学年が一部屋にいるということが、大変難しい状況をつくるのが一つございます。それから、1年生は必ず1人でも1クラスというふうにしておりますので、1、2年が一緒ということはありません。2年、3年がどうしてもなりまして、今回落合小学校、宮床小学校が2年3年が一緒になっております。こういう場合には、教務主任または教頭が入ります。ただ、今回の場合は加配の先生がいませんので、教頭先生が授業に入っております。また、議員おっしゃるとおりです。自分でやるということがどうしても求められますが、そうした場合に学習支援員が落合では1人入っております。そういう状況でございます。宮床小学校におきましても、学習支援員がおります。

議長 (大須賀 啓君)  
16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)  
それぞれの学校に支援員が配置されて、そして指導しているという、そういう現場のご意見を聞かせていただきましたがこのような複式教育にあ

っては、1人1人の生徒の実態をやはりきちっとつかみ、そして指導することによって子供たちの勉強意欲、例えば間接授業の中でも自分たちで勉強していかなければいけないのだと、そういう意識づけが、私は生まれてくることを望むし、先生方もそれを植えつかけながら、別の学年の指導を安心してできるという、そういう先生の教育のあり方というのが、単学年の担任の先生よりももっと熱を込めて、そして指導をしていかなければならないのだと、私は感じております。ですから、そういうよさや問題点というのを、それを課題としてとらえるのではなく、いいことをどのようにやはり進めていくかということ、先生方と一緒にさらなる研究を続け、そして進めてほしいということを申し上げます。

そして、私の2番目でございますが、複式学級で主体的にということであげましたが、今、申し上げたように、子供たちが一人で勉強していくという、そういう考え方、思いを、それを身につけさせていくという、そのことが非常に重要なことを、先ほど私は申し上げました。答弁の中では家庭の協力を得ながら、ここに応じた学習訓練を丁寧に行っていくということで答弁もございました。違った学年が1単元に過ごすわけでありますから、先ほど申し上げたように、自分たちの力だけで学習をする、非常にこのことが初めての経験な子供たちもおるわけでありますが、そういう教育を、例えば学年主任がおいでになって、そして静かに丁寧に指導していくということなども、私は必要であるというふうに思っているし、教育長のお考えもそのようであることを私は思いました。そして、その何度も言いますが、少人数というのは本当にいい機会を与えてもらい、子供たちの1人1人教育もできるのだという、そしてその1人1人を生かしながら、学級での学力を異学年でありますけれども高めていくという、そういうその心がけた指導というのが1年間じゃなくして小学校を卒業するまでにそういう形で指導を受けるわけでありますから、逆にその子供たちにとってはとてもいい経験と、とても身につく指導を受けることなども私はあると思いますが、そういう小学校を卒業するまでのそのことについて、きちんと、やはり教育委員会や職員室は指導しいかなければならないと思いますが、そのことについての教育長のお考えはもちろん継続でありますから、どのようにお考え、あるいは先ほど現場の先生方とどういう会話をしているのか、そういう会話の中からそういうことが話し合われるのかということな

ども、ちょっと伺わせていただきます。

議長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

落合小学校の今回担当した教諭は、難波分校で経験を積んだ教諭を一昨年から複式になるの見越しておりましたので、配置したところでございます。先生を中心に、落合小学校では年間指導計画を立てておられますし、議員がおっしゃったとおり、自分たちで学ぶということで、学習習慣をつけるというのは、今度の指導要領でも非常によく言われているのですが、学校では皆、先生の指導のもとに勉強している姿がわかるのですが、家庭に帰ってからはなかなかその姿が見えないということで、町として自分たちで学ぶ力の一つとして、やはり家庭学習、これに焦点を絞って今襟度は取り組んだところでございます。

議員がおっしゃったことに全部尽きてしまうのですが、やはり全校で取り組むというふうに宮床小学校も落合小難波分校とも、先生方が一丸となって指導をしていると、いつも聞いております。落合の小学校の先生とは直接ことしに入ってからでは会話を交わしたことはございませんが、難波分校の先生方には、昨日学校訪問をしましたので、その際に話を伺っておりましたが、あちらはかなりベテランの方々に非常に意欲的に取り組んでおられますし、1人1人の課題というのもよくとらえているなというふうに思いました。落合小学校で学習支援員を複式の学級に置いているということで、その一番の理由が担任される先生との子供たちの1人1人の情報交換というのですか、そのために、どうしても必要だということが言われているところでございますので、恐らく議員おっしゃった1人1人がどんな力を持っているかということ、週1回話し合いを持っていて、そのために落合の学習支援員は、実は今のところ試験的なのですが、午後本当は児童館に行ってもらおうのですが、そこを両方の校長先生、館長さんの了解のもとに、一日だけ特別なはからいをしております。ただ、児童館の館長の方で、やはり難しい、今、試験的なものですから、難しいとなればもとの状態には戻す予定ではおりますが、そのように取り組んでいるところでござ

います。

議 長 （大須賀 啓君）  
16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

今、教育長の答弁の中で、低学年でも簡単な問題、それらが自分たちで学習しながら、自分たちで学ばれるという、そういうことなどもこれから複式教育の中で期待されることがあるだろうなというふうに、ですから、この複式学級のすばらしい進め方こそが、子供たちの生きる力につながっていくし、教育の目標に掲げて行っても私はいいのではないかと、今、教育長の答弁の中から感じたわけではありますが、そういうことが職員室の中でお互い意見を交換し合い、助け合い、そして複式学級、そして単年の学級、そういうふうな授業がお互いに混じり合っって切磋琢磨されているという、そういうことなどもこれから大いに期待ができるわけではありますが、教育長はどういうふうに私の意見の思いを感じられますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

議員の質問にお答えいたします。

何度も、これ2回目繰り返しになりますけれども、子供たちはいつもやはり1人1人です。そして、その環境に置かれたところを最大限に考慮して教育をするということで答弁にかえさせていただきたいと思います。

あと、もう一つ、工夫という中で、一つ、同じ部屋で勉強する場合もあるのですが、そのときと場合によっては校舎の別な場所を使うということで、そこに教頭先生が入ったり学習支援員ともう1人養護教諭が入ったりというような形で、適切な場の工夫もあわせてしておりますので、最後になりましたがひとつ出させていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）



16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

これ、そういう形で進める中で、少人数学級の子供たちが大人数のそういう場所に移動して、そして学習などをするとき、どうしても下がってしまうようなことなどももしかしたらあるかもしれません。ですから、そういうことを考えると、例えば鶴巣あるいは吉岡、あるいは難波でもどこでも結構ですが、そういう二つあるいは三つの学級が一緒になって勉強ができ、そしていろいろな話を聞かれるような、そういう複式学級の特性を生かした授業を私は子供たちに経験をさせてもいいのではないかと私は思うわけでありましてけれども、このことを最後に私の質問を終わりますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

難波の方のお子さんと宮床小の本校との交流と言うのですか、行事等も幾つか交流していますので、それをさらに学校間で広げるということを議員のお考えを生かしていきたいと思いますが、今までですと小学校のお子さん、そんなに深い交流ではないのですが、花山の方に一緒に行くとか、あと芸術鑑賞を一緒にするとか、5年に1回ですが2分の1成人式を一緒にする、陸上親善記録会というようなことがありましたので、そういうことも考えながらもう一步授業なども一緒にやるというようなこともあるのかなと思っております。工夫して取り組んでまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

複式学級については、教育委員会が中心になり県の指導を得ながら、それぞれの力を出しているようであります。私が先ほど一般質問で申し上げ

たように、子供たちが自分自身をコントロールできる力やあるいは他人を思いやる力を、どんどん身につけてほしい、そして教育長の答弁にもありましたが、定期的にそういうかわりを、情報交換を持ちながら、学習支援員の派遣をしながらやっていくという、そういうことに私は期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、桜井辰太郎君一般質問を終わります。

休憩しますか。途中半端になるかと思うので。

大丈夫。

では、続けたいと思います。

6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）

ご配慮ありがとうございます。

私の方の質問をさせていただきます。

私は、防災無線についてお伺いをいたします。

「ただいま海面に大きな変化が見られます。大津波が予想されますので、急いで高台に避難してください。」テレビ・新聞等々で何度も報道があったところではありますが、南三陸町の危機管理課に属している職員の方が、津波が目前に迫る中で冷静沈着に住民の方々を誘導されたと、その声は非常に危機を感じさせないで住民たちに速やかな高台への退去に大きく貢献したと。その後の悲惨な状況を、ご本人は亡くなりましたが、最小のものにしたという高い評価をされていると報じられております。

大和町におかれてもライフラインが大きく寸断された中で、情報発信し続けた防災無線、今回ほど重要性を実感したいということはありませんでした。その役割と機能、そして課題を、この際検証して、今後の整備計画に反映をしていきたいということでの質問であります。

行政無線、外に設置したスピーカー等から住民へ一斉に通報を行う通信システムは、同報系、同時に複数の相手に通報する無線系統、と呼ばれており、災害時の住民への情報伝達手段として、大変重要なものであります。

また、災害後に被災した現場からの情報を収集するため携帯したり、あ

るいは車に登載したりして利用する通信システムは、移動系と呼ばれておるそうであります。

この二つの通信システム、それぞれの市町村が役場に独自に制御装置をそれぞれ整備する必要がある、本町でも設置をいたしておるわけですが、改めて本町が現在運用しているこの同報系・移動系のシステム内容をお聞かせをいただきたいと思います。

また、今回の震災で役場も被災したわけではありますが、システムに被害はなかったのかどうか、お聞かせをください。

震災時の放送について、室内では内容がよく聞こえない、これは複数人から私個人もご指摘をいただきました。そのほかにもさまざまあったのだらうと思いますが、町に対してはこのような意見や要望あったのか、そしてそれに対する対策というか解決策は持っていらっしゃるのか、その辺を聞かせてください。

近年は、今回の大震災、地震にとどまらずに超大型台風、あるいは竜巻や突風を伴う集中豪雨、要するに異常気象と言われるものが頻発しており、さらには有事を想定した全国瞬時警報システムへの乗り入れ、あるいは電波をアナログからデジタルへのシステム変更、設備の充実あるいは多重化、これは前段述べたような環境下であっても喫緊の課題であります。最悪の状況の中で、迅速で正確な情報の収集や伝達は、町民の生命財産を確保する、この防災無線には欠かせない役割であり、その設備であり、今後のさまざまな要求にこたえつつ、この機能をどのように充実していくのか、現在の町の状況とあわせてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、防災無線に関するご質問でございました。

現在運用しております防災無線につきましては、平成4年度から整備を行いまして、平成7年度に完成し、現在に至っております。

ご質問にありました現在運用している防災無線の同報系・移動系のシステムについてご説明申し上げます。

まず初めに、同報系防災無線でございますが、町内各地に設置しました屋外子局と個別受信機を用いまして、同じ内容の放送を一斉に行い、同時に複数の相手方に情報を伝達するシステムで、役場に設置してあります親局と屋外子局、個別受信機等アナログの電波で結んでおります。通常言っている防災無線です。

屋外子局につきましては、97局ございまして、またそのほか個別受信機の設置台数は247台となっております。この屋外子局と個別受信機の設置の、なんでそうやって分けて、二つ種類あるかということでございますが、導入時の、これ防衛省の補助で導入いたしてありますけれども、補助基準がございまして、屋外子局1局当たりの設置費用と、その受信範囲に該当する個別受信機数分の設置費用、要するに屋外施設局を1局つくるのと、あとその範囲で、聞こえる範囲に個別に受信機を設置する費用と比較して安価な方を設置するということでございます。

次に、移動系防災無線でございますけれども、これにつきましては、他の通信手段等が途絶した場合の、情報伝達手段を確保することを目的に設置されているシステムでございますが、公用車などに21台の移動局を設置してございまして、これは通常時には各現場から役場へ一般行政事務の連絡にも使用してございます。

基地局につきましては、役場の中の総務まちづくり課、都市建設課、産業振興課、上下水道課に設置しなおりまして、それぞれの課から更新が可能となっております。これは、18台の公用車についてございまして、あとハンディタイプ3台でございます。

電波につきましては、アナログのVHF体のFM変調電波というのを使用してございまして、山陰などの地域を除いた地域と更新が可能となっております。山陰とかそういうところに行くと、届かない部分があるということでございます。

この二つのシステムにつきましては、このシステム機につきましては、車庫等北側の無線室に設置してございまして、送受信用のアンテナは無線用鉄塔に設置してあります。

今回の震災によります防災無線機への被害の状況であります。幸いにして無線設備本体には被害がありませんでしたが、予想外に長期間となった停電と、また放送回数が非常に多くなりまして屋外子局のバッテリーが

なくなりまして、3月13日から14日にかけてほぼ屋外子局において無線放送を実施することが不可能となったところでございます。停電の復旧に伴いまして順次復旧いたしましたけれども、今度はバッテリーが充電される間もなく放送をするという状況になったために、十分な電力が充電されていない中での放送になったしまったために、放送の言葉が途切れ途切れになったと、伝えた言葉が聞こえる部分聞こえない部分そういった状況で、大変住民の方にはご迷惑をおかけしたところでございます。

その後順次復旧いたしましたけれども、親局設備も非常用電源が放電状態となったために、発動発電機に接続をして稼働状態を確保したところでございます。

次に、室内で放送内容がよく聞き取れないというご質問でございましたけれども、現在、建物の機密性が以前より増したために聞き取りにくい状況にありますことは、ご指摘のとおりでございます。一方で音量を設計値にして、伝達状態の確保を図りますと、屋外子局の設置場所周辺の世帯につきましては騒音であるとの苦情が多く寄せられてのも事実であります。今回の震災が来る前までにつきましては、音量を下げていた屋外子局もございましたが、災害が発生後に直ちに機器の点検をいたしましたところでございますが、それと同時に設置値を通常と言いますか、音量を下げていたのを普通に返して、通信状態の確保を図って、現在に至っているというところでございます。

防災無線の音声につきましては、環境などと異なりまして聞き流すことができない性質のものでございまして、耳ざわりとなりやすい上に、乳幼児をお持ちのご家庭やまた夜間勤務で日中睡眠をとられている町民の方々にはご迷惑になる場合もあるところでございます。一方で、今回の震災時のように防災無線に対する関心の高まりもあり、運用につきましては慎重な運用が求められているところでございます。

また、全国瞬時警報システム、Jアラートと本町の防災無線の接続も完了しておりまして、消防庁から発信されます各種の緊急情報の一斉遠隔放送も可能となっております。そのため、宮城県内での震度5以上の地震が予想される場合や、火山の噴火、津波などや他国からの武力攻撃、ミサイル攻撃とか、そういったものの有事の際に防災無線を通しまして、町民にお知らせすることが可能となっております。町といたしましては町民の皆様

様に正確な情報を的確に伝達する責任がありまして、要望の内容については理解しておりますが、いろいろの場合がありますけれども、理解しておりますが、実は平成28年度を目途に防災無線局のデジタル化の方針が決定されておるところでございますが、現時点で屋外子局の増設とか許可が困難な状況になっておるとともに、現在使用しているアナログ屋外子局や個別受信機は、このデジタル化の際には使用できないということで、全く新たな投資をしなければならないということで、今、子局をふやしたりすると二重投資の懸念もあるということでございます。デジタル化の計画策定は既に完了しておるところでございますが、複数チャンネル化やデータ通信も可能となるため、町民の皆さんの防災対策に生かせるよう、関係各省庁との協議を行い、システムの更新時にそういったものについて、ご意見について反映してまいりたいと、このように考えておるところであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
それでは、ちょっと基本的なところでお伺いをしたいのですが、今回の3月11日に起きた地震後、最初の放送、そうするに防災無線の発報、これは何時にどのような内容でされたのか聞かせてください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
すみません、今、その資料を持ち合わせておりません。ちょっと、あと調べさせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

今のお答えをいただいた中に、震度5以内の地震が想定される場合には、Jアラートからの即時通報ができると。このための連携はもうなされているのだというお話だったのですが、この答弁の内容から考えると、何よりもましてこのJアラートが機能したというふうな理解でよろしいのか、確認したかったのです。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

Jアラートにつきましては、現在は接続されておりますが、当時まだ接続になっておらなかったということです。その後、何回か放送になりまして、そしたら全国的なものが全部なるということでございましたので、その後宮城県内のとか、そういう調整をやったところです。

議 長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ということであると、3月11日前時点ではJアラートとは接続されてなかったという理解でありますね。ということは、先ほどの前段のご質問をさせていただいたのは、町独自の発報をされたということですね。わかりました。もしわかるのであれば、その発報された内容だとか、あと調べてお聞かせをいただきたいと思います。

それでは、今回のこの現在の機械によって、2日間ほどバッテリーがダウンして、要するに使いなかつたという事象があったとお話であります。質問の冒頭にもありましたように、それに対する対策等々、どのような形でおやりになろうとしているのか、世の中の流行り言葉のように想定外だったからそういうところまではみたいな話とは違って、やはり最終的な情報伝達、何がなくなってもこれだけは生かしておらなきゃないという最後のシステムだというふうに私は理解をするわけではありますが、このことに

についてはどのような対策が考えられるのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回のことを踏まえての対策ということでございますが、基本的にバッテリーが小さかったという、小さいという言い方が正しいのかどうかわかりませんが、ということだったということになります。想定外ということは当然言えるものではないのですが、バッテリー容量が我々が考えていた範囲を超えての量を必要としたということになりますでしょうか、そういうことですので、バッテリー容量を大きくしてそれに備えると、だっただらどこまで大きくするのだというものまでなってきますけれども、ちょっとそこまではあれですが、現在、対応としてはまずバッテリーの容量を大きくするという事になってございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
6番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

あと、親局については、これまた同じ動力系の問題で、ほかの動力、非常電源ですか、そういったものに接続をして何とかしのいだというようなことのようにありますが、このものについても私当日の夜11時ころ庁舎の方に、どういう状況なのかなと思ってお邪魔した折、この庁舎の中の様子を拝見をしたわけですが、そういった中で、玄関先、入り口入るあたりには小型のディーゼルか何かガソリンでしょうか、小さい発電機によってサーチライトか何か1個か2個設置しているような状況で、非常に小さいなという、何となく感じて、もう少し本部機能としてはああいう状況にあってももう少し電力電源があってもいいのではないかという第一印象を、その入り口でまず感じたわけがあります。あわせて、今回の質問にするに当たって、予備知識としてどのぐらいの非常時用の発電機、非常発電装置があったのかというのを調べさせていただいたら、言ってみれば本当に最小



限の電源を確保するにとどまっているというか、今、言ったように余裕何か全くないというか、特に今回の場合は動力を動かす燃料までが世の中から一瞬消えてしまったような状況の中で、これを維持管理するというのは相当の苦労があったのではないかと私も想像するに余りあるのですけれども、そういったことから考えると、まずは発電機の容量の見直し、これは本部にあるやつです。あわせて、燃料の確保というか、これについてもやはり地下埋設用のタンクの設置によって、ディーゼルあるいはガソリン、これは発電だけではなくて緊急車両等々の活動何かに役立つような、そういった地下設備というものまで私は必要なのではないかなと強く、今回の経験で感じたわけであります。

いずれせよ、司令塔が機能しないのではどうにもならない。特に、今回の自然災害、私どもの町では沿岸部に比べると相当程度が小規模とは言わなくても、大きな被害にあわなくてもそういう状況があったわけでありますので、これが例えば有事何ていうことであった場合を想定すると、もうますます基本的な体制に不安を感じるわけであります。そのこと自体が今回の質問の非常時の無線放送だけには限らないわけでありますけれども、でも原点としては最終的な非常時の対応としては、当然そういうところがつながっているわけでありますし、子局の場合においても、今、答弁の中ではバッテリー容量を上げたいというお話をされたわけでありますけれども、それでいいのかということも当然ありますし、それもその非常用電源が別回路で持ってこれるだとか、そういった多重化何ていうのも検討の課題にもなり得るかなという思いもありますので、今後の、今言ったように対策には電源というのですか、そういったものをクローズアップして強化を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今回の震災につきましては、使ってはいけない言葉ですが、想定外が多過ぎたということでございます。  
どのレベルを想定するかということだと思っておりますが、何年単位と

いう見方やあるでしょうし、マグニチュードどの程度というのもあるでしょうしという状況で、その難しさが改めて今回問われているなと思っております。

その中で、電源の電気が来なくなるということ、そしてあれだけ長く来なくなるということ、また燃料等につきましても不足をし、それもあそこまで不足するのかと。これは認識が非常に甘かったと言え、そのとおりと云わざるを得ない状況でありました。これは、大いに反省すべきところだというふうに思っております。石油タンクが燃えてしまったり、被災が3県、4県、5県と全部回ってしまっているということでございまして、先ほどお話になりましたけれども、何の戦争よりもすごい被害ではないかという状況になっておるところでございます。

今回、このことを大いに反省として対応ということやっていかなければいけないところですが、難しいのは、ではどこまでのレベルでやらなければならないのだろうなというところの難しさは出てくるのは、今後あると思っております。しかしながら、おっしゃるとおり燃料の問題とか、これまで我々が考えつかなかったような部分が多々あるところでございますので、これについてはしっかり検証した中で、今後のための体制をとどめていかなければいけないと思っております。

また、発電機につきましては、役場の発電機もさることながら、各地区に準備しまして自主防災組織等に準備した発電機につきましても、そういった役割が果たせていなかったとか、そういう反省もあるところでございます。そういったものにつきましても、今回の教訓を生かした中で対応していかなければいけないと、改めて反省の中で思っているところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

これもあれもという状況の中で、これだけをとということにはならんというふうにもよる理解をするわけではありますが、この防災無線、やはりこの文化生活が当たり前の時代になって、改めて逆に裏側にひそむ弱さという

のですが、そういったものを浮き彫りにしたという状況の中で、私だけではないと思います。多くの町民がこの防災無線に対して非常に関心を強く持って、その情報に耳を向けたという状況があったのだらうと思います。一方で、このことについては、これまでの論の中では必ずしも有効だということではなしに、騒音というとらえ方の中で、ほかの市町村の中では訴訟にまで発展しているという状況もあるようではありますけれども、そういったものは本来の必要最小限の機能の中で、その有効性をお認めをいただいて運用の中で解決をしていけるものだらうというふうに思いますので、その基本的な能力を失ってはいけないということだらうと思います。

特に、今回、お答えをいただいた中には、28年度を目途にして、この防災無線のデジタル化の方針が決定されているためというの、これは町で決定をしているというとらえ方でいいのですか、それともだれかからの、言ってみれば国だとかそういったところからの指導がそうになっているのだということのとらえ方なのでしょうか。その辺を含めてお聞かせをいただきたいのですが。この決定されているから、現在のシステムに新たな投資をすることが、要するにここで言う、執行部が考えている二重投資になってしまうから、この間28年までの新たな投資については非常に難しいのだというお答えがあるわけでありましたが、これは28年、前段で言った28年というのは一体何をもって28年で、その後のお答えの中にもそのデジタル化の計画策定は既に完了しているということをおっしゃっておりますが、一方でその後ろに関係省庁と今後協議を行っていきたいというようなことで、よく私としては何をおっしゃっているのかわからないのですけれども、この辺についてまずお聞かせをください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、デジタル化28年度ということですが、これは国の方で切りかえをということで、今進めております。テレビもやっているところでございますけれども、あと消防の無線とか、そういうのも28年度を、その前にやったっていいということがあるのかもしれませんが、28年度

には切りかえるということになっております。

そういった中で、大和町はそのデジタル化の計画策定、これは大和町の防災行政無線放送施設整備基本計画というデジタル化に向けてまずその計画ということで、町の独自の、それぞれつくらなければならないのですけれども、ということをございます。それにのっとして、今度順次デジタル化に向けてということをございます。早くということもあるのですが、なかなか膨大な予算もかかるということで、これはこの地震とは別な話になりますが、この切りかえにつきましては、各自治体大変な苦勞をしているところでもあります。黒川行政等につきましても、そういうことで広域化であるとか、そういった形で進めておるところをございます。今回こういう状況になりましたので、一部で国の方にデジタル化の時期をもう少しずらしてもらえないかという話も、正式には決定しているわけではもちろんございませんが、そうしてもらわないとなかなか大変ではないかというような、そういった財政上の問題、意見も出ているところをございます。

それで、町の計画のはできているところではありますが、その利用方法、いろいろな通信、複数チャンネル利用するとか、そういった方法等につきまして、今後関係省庁、例えばこれは総務省の東北総合通信局とか、あとは場合によっては東北防衛局、いろいろ補助等のこともありますので、そういった相談という意味で、協議というか、申し上げているところをございます。

議 長 （大須賀 啓君）

6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、この平成28年というのは、国が示したある程度の期間だというところから考え方ですね。私の認識としては、消防防災無線については後ろの設定というのは決まっておったように理解しておりましたが、行政防災無線については自治体のさまざまな都合があつて、ここまでというような明確な規定がないのかなという理解であつたのですが、こういうもし指示があつたとすれば、その後段にあるデジタル化に向けて大和町としては下準備は着々ともう進めていたということで、非常に内心としては頼もしいとい

うか、その準備は着々と進んでいたというようなことで、大変結構かなという思いはありますが、まずもともと国の方針だから、これはやらざるを得ないというところはあるのでしょうかけれども、デジタル化にしなければならぬ根本的な理由というか、そういう、現在何も、バッテリーが消えて放送にならないというのは、これは問題ですが、現在の放送設備が無駄になるような新たな設備投資というのは、どうなのかなと思うのですが、これはどうしてもやらなきゃいけないことなのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員お話のとおり、私もそう思います。何でやらなきゃいけないのだということなのですが、実際これは無線の中で、電波の幅がある中で、これがもういっぱいになっているそうございまして、これ以上広げられないということで、そういうことで国としてこのアナログを切りかえてデジタルにして、その幅をまたつくるということです。だから、一部で使えば余るからそっち使わせたらいいでないかという理屈、屁理屈みたいな話ですけども、半分冗談でそんな話もするのですが、そういった中で国としての切りかえということでございしますので、この町で少しずらしてとか、そういうわけにはちょっといかないと考えております。

ただ、先ほど28年度ということ、そこまで全く投資をしないで、無駄だからといってそういう投資をしないということでは決してなく、必要ところはしなきゃいけないのですけれども、余りそういった、無駄な投資というのはないのでしょうかけれども、そういったことについては余りできないと。必要な部分については、アナログ部分でも今回全然聞こえない部分があったとか、そういうのがあるとすれば、何らかの方法でそれを伝える方法を考えていかなければいけないというのが、もちろん安全・安心の基本でございしますので、全く何もしないということではなくて、そういった大きな投資につきましてはそういうこともあるので、とにかく効率的な効果的な投資でという考え方でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

つくるのが無駄なのか、やらないのが無駄なのか、非常に難しいという  
か、私としても非常にあれなのですけれども、決して大和町の設備がこれ  
もうあしたに壊れるだとかという状況の中でなくはないわけで、仮に単純  
な疑問としてこれを28年度までに新たなデジタル化というのに向けた場合  
に、今の設備は全く使わなくて、例えば鉄塔から、外部子局というのです  
が、今言った個別受信機から、そういったものまで全部無用の長物になる  
ということで廃棄しなければならないということになるのですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すべてというか、機械類についてはそういう形だそうです。鉄塔とか、  
そういったものにつきましては使えますし、あと例えばラッパといいます  
か、あの部分とかそういうものは使えるのだと思うのですが、いわゆる精  
密な部分と言いますか、それがデジタルとアナログでは違ってくるとい  
うことだそうです。ちょっと詳しくそれ以上は。

議 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

そういう中で設備を新たな設備に変えていくというのは、非常に私とし  
てもしなきゃないというふうに一方的に押しつけられた中で廃棄しなけれ  
ばないということで、非常に矛盾を感じてしまうというか、それだけの逆  
に言えば国からの設備に見合う補助というか、そういったものの裏付けと  
して当然あるだろうと、何だか首振っているからないのかな。そういうこ  
とでなしに、これが全く町の負担だけでやるということになれば、それは

大きな問題です。ほかの自治体の例でいっても、これは今回の宮城県の被災状況というのはそれでなくても、幾ら予算があっても回らないという状況の中で、今言ったように必要最低限のこういった設備については、これはもうこの機会をもって、県内あるいは災害の多い岩手・宮城・福島あるいは茨城・千葉あたりまでですか、そういったところとの連携の中で、これは100%予算として見てもらう必要があるのではないかという意見を、この機会は声を高らかにして言っていただかなきゃいけないのかなというふうに思うのです。逆にそういうことがないと、これまでの一方的な押しつけの中で、ほかにお金を回さななきゃいけないような状況の中でも、設備投資をしななきゃいけないという現実には置かれるわけですから、それはもうここはひとつ町長に踏ん張っていただいて、そういったことを内外に大きくアピールをしていただきたいと私は思います。

あわせて、個別受信機、今回デジタル化と兼ね合いがあって、本来であれば全戸につけてほしいというのが私の本心なのですが、今言ったように新たな設備投資だとかができない現在の中では無理だろうし、当時のシステムというのは当然予算的にも相当かかったのだろうと想像します。ただ、これ、今のデジタル化への切りかえの中で、いろいろ先行しているところでは携帯があるようではありますが、一つ大きくあるのは全戸に室内用の個別受信機を設置しているという状況の自治体があります。

一方で、デジタル化に向けた切りかえと同時に、防災無線機個別受信機の返却をお願いしますということで、この機会に全部廃止するという自治体もあるようであります。もちろん廃止するだけではなくて、それにかわる、当然設置計画なさっているわけですから、その内容というのは私が申すまでもないのですが、有線を使ったシステムだとか、あるいは文字伝達だとかということで、要するに電話回線を利用して今、外部のスピーカーから流れた放送が室内で聞き漏らしたとかというときに、ある電話番号に電話をすると、今放送した内容がそのまま音声で受話器から流れるというシステムだったり、あるいはファクスで外部スピーカーから流れた内容が各戸に設置されたファクスから同時に文字として流れるだとか、そういう形での設備を整えているという状況があるようで、いろいろ今後検討される、具体的にもう検討されているのだったらぜひ加えていただきたいのは、私とすればやはり個別受信機、と申しますのは、たまたま私の

うちはどういうわけか個別受信機の設置をいただいている地域に入っております。ですから、私の隣とかは多分個別受信機お持ちになっていらっしゃるのだらうと思います。

これは、当時、町の方で設置をいただいております。これについては、それまでは全く何を言っているかも全然わからなかったのですが、これはもう室内で当然聞こえるわけでありますから、非常に有効だというのは身をもって体験をいたしておりますし、今は一番肝要な経済的なことでも、1台当たりの単価が非常に安くなっていると。当時に比べると5分の1、6分の1。私の単純計算でいくと、1機当たり6,000円だとか5,000円だとか、そういう状況があるようです。ですから、仮に大和町1万戸設置した場合でも、6,000円で6,000万円ですか、そういった費用で設置できるというようなこともありますし、今はこの個別受信機、ラジオつきというのがあるのだそうです。ですから、非常時は防災無線が流れないときは、要するに通常の乾電池によるラジオ放送が聞けると。防災無線がなるときは、自動的にそっち側に切りかわるということで。

今回も電気屋さんからラジオがなくなったという話も聞いておりますが、そういったときに相当有効な機器になるのではないかと。あるいは、利用方法としては、その防災無線機を避難するときにそのまま持って、携帯をして、避難する際に持って出かけられるというか、避難できるということもあって、機能が進化しているのだなというのを改めて感じました。

今後検討される場合には、先ほどの有線という方法もあるのだらうと思いますが、答弁の中にあつたように、とにかく今の状況でも機密性が高くて、普段は聞きたくないようなことでびっちり閉めていると、全く何を言っているかわからないという状況もありますので、その両側をカバーするためにも、何らかの室内の受信機というのが必要になるのではないかと。それは有線なのか無線なのかは別として。そういったことが必要なのではないのかというふうに思います。

特に、私としては、有線というはやはり線が切れればどうにもならないということでありますから、原点は無線装置ではないかなと、私は考えておりますが。そういったことを、今後の計画の中に含んで検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。



議 長 （大須賀 啓君）

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご意見でございましたが、まずデジタル化についてのアピールと言いますか、これにつきましては先ほども申しましたけれども、こういった状況の中で28年度というものが妥当なのかどうか。一般の方々は7月までというテレビとかありましたけれども、あれが少し延びた状況もあるわけでございますけれども、そういった形の中で、自治体等につきましてもそういったお願い、当然やっていかなければいけないと思っております。補助についてもそういうことでございまして、全額補助ということについて、今いろいろな補助があるというか、我々防衛を考えたり、それぞれ自治体考えているわけでございますけれども、こういった状況の中、補助等につきましても国の方に、これは力全部合わせてという感じになりますけれども、やっていく必要があると、おっしゃるとおりだと思っております。

それから今後の設置の問題でございますけれども、お話のとおり有線、光とかいろいろあるわけですが、有線の場合は切れてしまえばということですので、やはり無線がいざというときにはやはり力になるのだろうなと思っております。そういった意味では、防災無線につきましても、これまでちょっと邪魔者扱いされたところもあったかもしれませんが、皆さん聞き耳を立ててもらおうと言いますか、そういう状況になっておりますので、その整備がデジタル化の中でもやはり無線だと思えます。

個別の全戸配布、ラジオ型携帯等々ということもあるやに聞いておりますし、実際そういうのをこれまでも配置しているところもあるということでございます。個別についても、やはりよし悪しみたいなところもあるようでございます。常に鳴らしていると、要するに常の放送がすべて入って

くるということで、それもまたうるさいと言いますか、通常のそういったこともあるようでございます。

これはいろいろな立場、環境によっても違うと思いますので、そういったことも含めて内部設置、外部設置、両方そういったもののいい悪いありますので、その辺は今後皆さんからいろいろな意見を聞きながら検討していく必要があるのだろうと思っておるところでございます。

これはなかなか、今、有事皆さん経験しているから皆さん一生懸命こうやって、皆さんというのは皆さんでなくて一般的に聞く耳を持っておりませんが、どうしても慣れてくるとまたあれはうるさいとか、そういった環境になってくるのも人間世界だからあるところでございます、その難しさはあるところでございますけれども、ただ、こういった非常時の無線につきましては、少なくとも今生活しているだれもが認識しているところでございますので、こういったものについてより効果的な利用方法といえますか、そういったものは皆さんと一緒にしっかり検討していかなければいけないと思っております。

全戸配布、または外部、それも両方含めた中で検討はしていかなければいけないと、このように思います。

議長 長 （大須賀 啓君）  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

JCOの臨界事故というのが数年前に日立市でありました。あの折に、その地区、言ってみればその日立市でありますけれども、国の予算で全戸に配布設置がなされたという実例がございます。先ほども申しましたように、こういう時期に、何もかもなくした中で、こういったものまで予算を向けるというのは非常に厳しい状況でありますので、大和町長のほかに宮黒の町村会長にもご就任なさいましたので、ぜひそちらのお立場でも各ほかの自治体とも連携をして、ぜひそういったものが少しでも町の負担を減らす方向に動くことを期待をさせていただきますし、先ほど言った平時の使用というものについては、調整という範囲の中でいかようにも運用はできると、一たん有事になった場合の想定をはずすと大きな間違いが起き得

るというのが、今回の教訓のような気がいたしますので、そういったことについても十分資料をいただいて、さまざま、今、時代とともに機能は大きく進歩しておりますし、その予算についても大きくコンパクトになってきていると状況もあるようでありますから、十分な検討をしていただいて、あるいは策定の計画を言ってみればパブリックコメントというか、今回を震災を通じた住民の方々の防災無線に対する意識が高いうちに、どういったものが必要なのか、あるいはどういったものが余り優先されないのか、そういったことなどもお聞きいただきながら、より機能の果たせるものにしていただきたいですし、もう一方で残されたというか、廃棄が迫っているようなお話ではありますけれども、そういったものの利活用策、例えば地域コミュニティ用の無線装置というようなことで、エリアごとの利活用の方法はないのか、コストの問題等々もあるのでしょうか、そういったことも含めて、あるいは地域の防災組織等々の活用の方法はないものかどうかも含めて、関係者の方々、消防団を含めて検討することも現在の機械についてはあるのではないかと。ただ廃棄をするということではなしに、そういったステップを踏んでいただいて、活用できるものは活用すべきだというふうに思いますので、このことについてお答えをいただきたいと思います。

議長　　長　（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長　　長　（浅野 元君）

策定計画につきましては、基本的な考え方をつくっているということでございます。こういった状況の中、先ほどあった子局の考え方とか、そういったものについてもパブリックコメントといいますか、いろいろな方から意見を聞くということは、今後必要になってくると思っております。

また、機器の再利用、これアナログのそのものが使えるようになるのかどうかということもあると思っておりますけれども、利用できるものはもちろん、どういった形になるかは別としまして、デジタルでも使えるものはもちろん使っていきたいと思っておりますし、そういった再利用はやりながら費用の無駄にならないような形で進めていきたいと思っております。（「終わります」の

声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時06分 延 会